

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
1	労働安全衛生法（関係法令等）	労務費			労働保険の保険料の徴収等に関する法律						
2				安全管理費用区分資機材の設置・維持・解体に必要な費用							
3				労務費（項目ごと）（うち社会保険個人負担に係る費用）							
4		安全衛生管理体制		安全衛生に向けた人員配置							
5				安全衛生管理者などの配置							
6				総括安全衛生管理者の配置	安衛法10						
7				総括安全衛生責任者の配置	安衛法15						
8				安全衛生管理者の配置	安衛法4、7、12(2)、12(3)						
9				安全衛生責任者の配置	安衛法16						
10				安全衛生推進者・衛生推進者の配置	安衛法12(2)						
11				産業医選任	安衛法13						
12				職場巡視（衛生管理者、産業医）	安衛法13						
13				作業主任者の専任と配置	安衛法14、20(2)			安衛則16、264、314、321、359、374、383、403、517(4)、517(8)(12)(17)(23)、565			
14				足場組立等の作業主任者による監視等	安衛法14、					足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	
15				型枠支保工の組立作業主任者による直接指揮等	安衛法14						
16				地山掘削作業主任者による直接指揮等	安衛法14						
17				土止め支保工作業主任者による直接指揮等	安衛法14			安衛則374			
18				委員会の設置							
19				安全委員会の設置	安衛法17						
20				衛生委員会の設置	安衛法18						
21				安全衛生委員会の設置	安衛法19						
22				安全衛生管理体制							
23				総括安全衛生責任者の選任	安衛法15(1)						
24				元方安全衛生管理者の選任	安衛法15(2)						
25			安全衛生責任者の選任	安衛法16							
26			店社安全衛生管理者の選任	安衛法15(3)							
27			工事現場管理								
28			現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確になっていること。また、災害等非常時の連絡系統も明記してあること	安衛法10～19の2							
29			当該工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させていること	安衛法30(1)			安衛則642(3)				
30			災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し、作業員の指揮を行わせていること	安衛法14			安衛則16				
31			作業主任者を選任したときは、氏名、担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、作業員に周知していること	安衛法14			安衛則18				
32			車両系の機械を使用する作業では指揮者を定め、作業計画に基づき、その作業を指揮させていること	安衛法20(1)			安衛則151(4)、194(10)、529、539(6)、592(6)				
33			クレーンの運転・玉掛作業等有資格者を必要とする作業には、必ず有資格者をあてるとともに、技能の確認を行っていること	安衛法61			ク則22、221				
34			リスクアセスメントによる安全衛生対策について								
35			リスクアセスメント作業手順書作成・運用	安衛法28(2)							
36			労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)について						労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針		
37			OHSMS指針に従った仕組みの整備、運用						〃		
38			事業者が安全衛生方針を表明						〃		
39			建築物、設備、原材料、作業方法等の危険性又は有害性などを調査し、その結果を踏まえ、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を決定						〃		
40			安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定						〃		
41			実施事項と安全衛生目標等に基づき、安全衛生計画を作成						〃		
42			安全衛生計画を適切、かつ、継続的に実施						〃		
43			安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の実施						〃		
44			定期的に労働安全衛生マネジメントシステムについて監査や見直しを行い、点検及び改善の実施						〃		
45			継続的（PDCAサイクル）に実施						〃		
46			安全一般に関する事項								
47			合図								
48			複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、警報・避難・訓練等について速やかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一していること	安衛法20(1)			安衛則104、151(8)、159				
49			複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した伝達方法をとっていること	安衛法30(1)(6)			安衛則639、642、642(2)				
50			防災体制								
51			気象の状況に応じて、適切に作業中止の判断を行っていること	安衛法20(2)			安衛則522				
52			作業再開時で足場上の作業を行う時は、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること取り決め・周知していること	安衛法31(1)			安衛則655、655(2)				
53			防災体制（大雨）								
54			大型機械等の設置してある場所への冠水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれ等がある場合は、早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講じることを想定していること	安衛法20(1)			安衛則151(6)、157				
55			防災体制（強風・地震）								
56			クレーン、杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での転倒、逃走防止に注意を払っていること	安衛法20(1)			ク則31(2)、74(3)				
57			地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建築物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検することを取り決め・周知していること	安衛法20(1)			ク則37				
58			ガス・溶接								
59			ガスボンベは、通風、換気、置き方に留意し、適切な場所に貯蔵していること	安衛法20(2)			安衛則263				
60			固定式足場の組立と解体								
61			枠組足場（下部）								
62			枠組足場ベース下の基礎地盤整備が適切なこと（不陸整正こと）	安衛法21(2)			安衛則518、559-575				
63			枠組足場の壁つなぎ金物は適切なこと（間隔、垂直≦9m、水平≦8m、取付部のアンカー強度、ネジ山等に損傷が無い）	安衛法20(1)			安衛則567				
64			枠組足場のブレースは前面に、確実に入っていること（復旧等も）	安衛法20(1)			安衛則570				
65			枠組足場と躯体との隙間は30cm以下なこと（危険箇所の養生）	安衛法20(1)			安衛則570			足場先行工法に関するガイドライン	
66			枠組足場脚部に根がらみはあること（クランプ等で固定）	安衛法20(1)			安衛則570				
67			枠組足場は足場板にベースを釘等で固定していること	安衛法20(1)			安衛則570				
68			枠組足場ベース下に敷角、足場板等を確実に敷設していること（沈下防止）	安衛法20(1)			安衛則570				
69			枠組足場（上部）								
70			足場や躯体へ移る棧橋等はあること	安衛法20(1)			安衛則552(架設通路)				
71			枠組足場に手摺（妻側、最上部、階段部）の固定は良いこと	安衛法21(2)			安衛則519				
72			枠組足場は最大載荷荷重以下の載荷で、荷重制限等の表示は良いこと	安衛法20(1)			安衛則562				
73			作業床は巾40cm以上隙間3cm以下で固定状況は良いこと	安衛法20(1)			安衛則563				
74			枠組足場内の注意喚起は適切に明示されていること	安衛法23			安衛則540				
75			下棧（しもざん）（=アンダーハッチ）には、高さ15cm~40cmの「棧」又は、幅木（15cm以上）を設置していること	安衛法20(1)			安衛則563				

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など							
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他		
76	ための措置			単管足場 (下部)								
77				建地(たてじ)のけた行方向は1.85m以下、はり間方向は1.5m以下であること	安衛法20(1)			安衛則571				
78				単管足場の根がらみはクランプ等で固定していること	安衛法20(1)			安衛則570				
79				単管足場は足場板にベースを釘等で固定していること	安衛法20(1)			安衛則570				
80				地上第一の布は高さ2m以下にしていること	安衛法20(1)			安衛則571				
81				単管足場のベース下に敷角、足場板等を確実に敷設していること (沈下防止)	安衛法20(1)			安衛則570				
82				単管足場 (上部)								
83				単管足場は最大積載荷重以下の積載で、荷重制限等の表示は良いこと (建地間の積載荷重は400kg以下)	安衛法20(1)			安衛則562、571				
84				単管足場の壁つなぎ金物は適切なこと (間隔、垂直 \leq 5m、水平 \leq 5.5m、取付部のアンカー強度、ネジ山等に損傷が無い)	安衛法20(1)			安衛則570				
85				作業床は巾40cm以上、隙間3cm以下で固定状況は良いこと	安衛法20(1)			安衛則526、563				
86				筋かいは足場の全面に入っていること (各建地との固定)	安衛法20(1)			安衛則571				
87				手摺は高さ85cm以上で全面に確実に入っていること	安衛法21②			安衛則519				
88				足場から躯体への連絡通路は設置されていること	安衛法21(2)			安衛則518、526				
89				中棧(なかざん)には、高さ35cm~50cmの「棧」又はこれと同等以上の機能を有する設備(防音パネル、ネットフレーム、金網等)を設置していること	安衛法20(1)			安衛則563				
90				吊り足場				安衛法21(2)			安衛則518、559-575	
91				吊り足場の外部突出の先端には手摺等による墜落防止設備が設置してあること	安衛法21(2)			安衛則518				
92				桁の外部への突出しは1m程度としていること	安衛法20(1)			安衛則570				
93				吊り材のワイヤーロープ、チェーン等に不良品はないこと	安衛法20(1)			安衛則574				
94				チェーンのブロックはしっかりかかっていること	安衛法20(1)			安衛則574				
95				作業床は巾40cm以上、隙間はなく固定状況は良いこと	安衛法20(1)			安衛則574				
96				根太(ねだ)の間隔は1.5m程度とし結束していること (桁は1.5~1.8m)	安衛法20(1)			安衛則571				
97				吊りチェーンが通路にある場合、注意喚起措置は実施されていること	安衛法22			安衛則544				
98				張り出し足場								足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
99				下1段目の壁つなぎ金物は脚部に近い位置に取付けてあること	安衛法20(1)			安衛則570				
100				張り出し足場の脚部は大引(おおびき)、根太(ねだ)等に固定していること	安衛法20(1)			安衛則570				
101				張り出し足場のブラケット上は材料等が落下しないよう養生していること	安衛法21②			安衛則537				
102				張り出し足場には残材等の落下防止のための巾木は設置してあること	安衛法21②			安衛則538				
103				ブラケット足場								
104				足場板の長手方向の重ねは支点の中央で巾20cm以上重ね結束していること	安衛法20(1)			安衛則563				
105				作業床は巾40cm以上、隙間3cm以下で固定状況は良いこと	安衛法20(1)			安衛則563				
106				ブラケット足場には手摺(中棧付)が良好に設置され、妻側にも設置されていること	安衛法21(2)			安衛則518				
107				ブラケット足場の壁つなぎ金物は適切か(間隔:垂直 \leq 3.6m、水平 \leq 5.5m、取付部のアンカー強度、ネジ山等に損傷が無い)	安衛法20(1)			安衛則526、570				
108				ブラケット上の足場板は3つ以上のブラケットにかけ渡し、固定していること	安衛法20(1)			安衛則563				
109				建地(たてじ)の足元に根がらみは入っていること	安衛法20(1)			安衛則570				
110				抱き足場								
111				抱き足場の建地(たてじ)のスパンは1.85m以下こと	安衛法20(1)			安衛則571				
112				布(ぬの)第一番目の高さは2m以下となっていること	安衛法20(1)			安衛則571				
113				抱き足場の建地(たてじ)の足元はベース金物を使用し、釘止めしてあること	安衛法20(1)			安衛則570準拠				
114				抱き足場の筋かいは足場の全面に入っていること	安衛法20(1)			安衛則571				
115				抱き足場での作業者は墜落制止用器具を使用して作業していること	安衛法26			安衛則520				
116				抱き足場の壁つなぎ金物は適切か(間隔:垂直 \leq 3.6m、水平 \leq 3.6m、取付部のアンカー強度、ネジ山等に損傷が無い)	安衛法20(1)			安衛則570				
117				建地(たてじ)の足元に根がらみは入っていること	安衛法20(1)			安衛則570				
118				くさび緊結式足場								足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
119				屋根工事用足場								足場先行工法に関するガイドライン
120				架設通路				安衛法20(1)			安衛則552	足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
121				固定式足場以外の作業床の組立と解体								
122				移動式足場				安衛法21(2)	安衛令13(3)①		安衛則518、570	移動式足場の安全基準に関する技術上の指針 建築工事安全施工技術指針
123				【組立て】建わく等の接続部は、使用中容易に離脱しないように確実に結合すること。	安衛法28(1)							〃
124				【組立て】最大積載荷重は、下記(※)積載荷重以下となるように定め、かつ、その旨を移動式足場の見やすい箇所に表示すること。※A \geq 2の場合 W=250 A<2の場合 W=50+100A これらの式において、A及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。A 作業床の床面積(単位 m ²) W 積載荷重(単位 kg)	安衛法28(1)							〃
125				【組立て】2基以上の移動式足場を連結して使用するときは、鋼管と緊結金具とを用いる方法等により、それぞれの移動式足場を、確実に連結すること。	安衛法28(1)							〃
126				【移動】移動式足場を移動させるときは、路面のおうとつ、障害物等による転倒を防止するため、あらかじめ、路面の状態を確認すること。	安衛法28(1)							〃
127				【移動】移動式足場の移動は、すべての脚輪のブレーキを解除した後に行うこと。	安衛法28(1)							〃
128				【移動】移動式足場に労働者を乗せて移動してはならないこと。	安衛法28(1)							〃
129				【移動】移動式足場の移動中は、転倒等による危険を生ずるおそれがあるところには、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。	安衛法28(1)							〃
130				【移動】控わくを有する移動式足場を移動させるときは、次の措置を講ずること。(1)控わくのすべてのジャッキを繰り上げること。(2)控わくが建設物、設備等に接触するおそれがあるときは、控わくを取り外し、又はたたむこと。	安衛法28(1)							〃
131				【移動】壁つなぎ又は控が設けられていた移動式足場を移動させる場合は、転倒のおそれのない高さに組み替えること、シートを取り外すこと等により転倒防止の措置を講ずること。	安衛法28(1)							〃
132				【定置】無理のない姿勢で作業を行うため、移動式足場は、作業箇所付近に近接したところに定置(作業箇所において使用できる状態にすることをいう。以下同じ。)させること。	安衛法28(1)							〃
133				【定置】脚輪のブレーキは、移動中を除き、常に作動させておくこと。ブレーキを作動させること。	安衛法28(1)							〃
134				【定置】おうとつ又は傾斜が著しい場所で移動式足場を使用するときは、ジャッキ等の使用により作業床の水平を保持すること。	安衛法28(1)							〃
135				【定置】控わくを有する移動式足場を定置したときは、控わくの取付け状態、接地状態等について異常のないことを確認すること。	安衛法28(1)							〃
136				【定置】移動式足場にシートを張ったため、強い風圧を受けるおそれのある場合等には、移動式足場に壁つなぎ又は控を設けること。	安衛法28(1)							〃
137				【定置】移動式足場を架空電路に近接して定置するときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。	安衛法28(1)							〃
138				【荷重の積載等】移動式足場には、最大積載荷重を超えた荷重をかけてはならないこと。	安衛法28(1)							〃
139				【荷重の積載等】移動式足場に材料等を載せる場合は、転倒を防ぐため、偏心しないように配慮すること。	安衛法28(1)							〃

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
140				【荷重の積載等】移動式足場の上では、移動はしご、脚立等を使用しないこと。	安衛法28(1)				〃	
141				【荷重の積載等】作業又は昇降のため、手すり、中さん等を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに原状にもどすこと。	安衛法28(1)				〃	
142				【荷重の積載等】わく組構造部の外側空間を昇降路とする構造の移動式足場にあつては、転倒を防止するため、同一面より同時に2名以上の者が昇降しないこと。	安衛法28(1)				〃	
143				移動昇降式足場(リフトクライマー)						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
144				可搬式作業台	安衛法21(2)	安衛令13(3)①	安衛則518、570		移動式足場の安全基準に関する技術上の指針	建築工事安全施工技術指針
145				高所作業車	安衛法20(1)		安衛則194(11)、194(22)、518			
146				工事用ゴンドラ						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
147				脚立・立馬・作業台・はしご	安衛法20(1)		安衛則528、563			建築工事安全施工技術指針
148				足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	安衛法20(1)		安衛則563			建築工事安全施工技術指針
149				コードプロテクター、スロープ等の設置	安衛法20(3)		安衛則338?			
150				設置基準等の全般						
151				高さが2m以上の箇所で行う場合は、足場を組立てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅幅を取付けていること	安衛法21		安衛則518、519			
152				足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めていること	安衛法20(1)		安衛則567			
153				足場等の材料及び器具・工具を点検し、不良品を取り除いていること	安衛法20(1)		安衛則567			
154				作業構台・吊り構台の組立と解体						
155				荷受構台	安衛法20(1)		安衛則575(2)-575(8)			
156				荷受構台の床板は固定してあるか、損傷したものはないこと	安衛法20(1)		安衛則575(6)			
157				構台上的積載は許容荷重以下となっているか(積載荷重制限表示表示)	安衛法20(1)		安衛則575(4)			
158				荷受構台上的手摺の取付状況は良いか(支柱、中棧、巾木等)	安衛法20(1)		安衛則575(6)			
159				荷受構台は支柱の滑動や沈下等がないか(地盤強度、根がらみ等)	安衛法20(1)		安衛則575(6)			
160				荷受構台の水平つなぎ、筋かい等の取付状況は良いこと	安衛法20(1)		安衛則575(6)			
161				荷受構台の支柱、梁、筋かい等の緊結部、接続部、取付部に緩みはないこと	安衛法20(1)		安衛則575(6)			
162				使用する部材に著しいキズや錆等の損傷はないこと	安衛法20(1)		安衛則575(2)			
163				組立て、解体時に次の事項を作業に従事する作業員に周知していること(・材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用・仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラフイヤ等による倒壊防止・適正な運搬・仮置)	安衛法20(1)		安衛則575(4)			
164				作業構台の組立て、一部解体若しくは変更後において、それぞれにおける作業開始前点検を元請が行っていること	安衛法20(1)		安衛則575(2)			
165				乗入構台	安衛法20(1)		安衛則575(2)-575(8)			
166				作業構台	安衛法20(1)		安衛則575(2)-575(8)			
167				揚重設備(ウィンチ、クレーン)			ク則			
168				揚重設備(簡易リフト、エレベーター)			ク則			
169				昇降設備の設置と撤去						
170				坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁	安衛法20(1)		安衛則557			
171				登り棧橋						
172				登り棧橋は高さ7m以内ごとに踊場を設けていること	安衛法20(1)		安衛則562			
173				棧橋の巾は40cm以上であること	安衛法20(1)		安衛則563準拠			
174				棧橋の取付角度は30°以内であること	安衛法20(1)		安衛則552(架設通路)			
175				棧橋には高さ85cm以上の丈夫な手摺が取付られていること	安衛法20(1)		安衛則552(架設通路)			
176				棧橋の足場板は段差のないよう突合せしていること(三点支持)	安衛法20(1)		安衛則563			
177				棧橋の取付角度が15°以上の場合、滑り止めの棧木等が設置してあること	安衛法20(1)		安衛則552(架設通路)			
178				階段、仮設階段	安衛法20(1)		安衛則526、552			
179				はしご道	安衛法20(1)		安衛則526			
180				架設通路、移動梯子	安衛法20(1)、21(2)、26		安衛則526、527			
181				梯子の上端を上部床から60cm以上突出させていること	安衛法20(1)		安衛則556			
182				梯子が転倒しないよう措置をしていること	安衛法20(1)		安衛則556			
183				設置基準						
184				足場の昇降には決められた昇降設備を使用していること、また、設置位置は適切なこと	安衛法21(2)、26		安衛則526			
185				高さ又は深さ1.5mをこえる箇所には安全な昇降設備を設けていること	安衛法21(2)、26		安衛則526			
186				50cm程度の段差がある箇所を通路とする場合	安衛法23		安衛則540			
187				土留め支保工の組立と解体						
188				掘削・構造・組立						
189				掘削作業は地山の状況・掘削高・掘削面の勾配を考慮していること	安衛法21①		安衛則356			
190				仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)や鋼管パイルを設置すること	安衛法21(1)		安衛則361、368-375			
191				土留・矢板は、根入れ、応力、変位に対して安全である他、土質に応じてポイリング、ヒーピングの検討を行い、安全であることを確認していること	安衛法20(1)		安衛則369			
192				土留・支保工の組立ては、あらかじめ計画された順序に基づいて行われていること	安衛法20(1)		安衛則370			
193				道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布張り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げていること				公災41		
194				支保工の種類						
195				型枠支保工	安衛法14、20(1)		安衛則237-247			
196				橋梁架設等支保工(パイプサポート支保工)	安衛法14、20(1)		安衛則237-247			『土止め先行工法に関するガイドラインの策定について』
197				橋梁架設等支保工(ベント)	安衛法14、20(1)		安衛則237-247			『プレストレストコンクリート橋架設工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針』
198				部材取付け・切梁等						
199				腹起し(裏込めコン含む)及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けていること	安衛法20(1)		安衛則371			
200				圧縮材(火打ちを除く)の継手は突合せ継手とし、部材全体が一つの直線となるようにしていること	安衛法20(1)		安衛則371			
201				木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐ構造となっていること	安衛法20(1)		安衛則371			
202				切梁等の材料、器具又は工具の上げ下ろし時は、吊り綱、吊り袋等を使用していること	安衛法20(1)		安衛則372			
203				アースアンカー(グラウンドアンカー)工法	安衛法21①、20(1)		安衛則361、368-375			
204				作業場						
205				掘削箇所及び掘削箇所周辺の資機材等は安定した仮置きとなっていること	安衛法21②		安衛則537準拠			
206				掘削箇所及び掘削箇所周辺の通路への突出物の防護は適切	安衛法23		安衛則544			
207				掘削箇所及び掘削箇所周辺の路肩注意喚起並びに立入禁止範囲の明示は適切になされていること	安衛法20(1)		安衛則157			
208				点検						
209				掘削作業開始前に作業箇所及び周辺地山を点検していること	安衛法21①		安衛則358			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
210				震度4以上の地震が発生したときは、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開することとなっていること	安衛法20(1)		安衛則373			
211				大雨等により、盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるときは、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開することとなっていること	安衛法20(1)		安衛則373			
212				土留・支保工は、矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無について日常点検していること	安衛法20(1)		安衛則373			
213				土留・支保工は、切梁の緊圧の度合について日常点検していること	安衛法20(1)		安衛則373			
214				土留・支保工は、部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態について日常点検していること	安衛法20(1)		安衛則373			
215				土留・支保工は、矢板、背板等の背面の空隙の状態について日常点検していること	安衛法20(1)		安衛則373			
216		保護具類の着用								
217				現場作業者は作業に適した服装・保護具を身につけていること			安衛則			
218				保護帽（職長保護帽含む）	安衛法20(1)、26		安衛則151(52)、151(74)、194(7)、366、412、435、517(10)、517(19)、517(24)、539、			
219				ヘルバンド（識別カバー）					土木工事安全施工技術指針	
220				保護めがね	安衛法20(2)(3)、22(4)、26		安衛則312、313、325、592(5)			
221				防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）	安衛法22(1)・26、じん肺法5		粉じん則27、石綿則10、14、44、除染則16			
222				防毒マスク			有機則33		廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	
223				送気マスク	安衛法22(1)		酸欠則5の2			
224				耳栓	安衛法22(2)		安衛則595		騒音障害防止のためのガイドライン	
225				強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用していること	安衛法22		安衛則595			
226				墜落制止用器具（胴ベルト型、ハーネス型）旧名称：安全帯	安衛法20(1)		安衛則194(22)、518・520、539(7)、552、563、564、575(6)、ク則27、73、ゴンドラ則17、			
227				防振手袋					チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針	
228				保護手袋（軍手・皮手・ゴム手）	安衛法20(2)、22(1)		安衛則312、313、594			
229				安全靴（甲プロテクター）	安衛法21(1)、26		安衛則558			
230				防護服	安衛法22(4)、26		安衛則592(5)、除染則16		廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	
231				安全チョッキ					土木工事安全施工技術指針	
232				救命胴衣					土木工事安全施工技術指針	
233				溶接用保護面	安衛法20(3)		安衛則325			
234				その他保護具	安衛法22(1)		安衛則598			
235		墜落等による危険の防止								
236				手摺（単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタクション）幅木	安衛法21②		安衛則519、552、563、575		土木工事安全施工技術指針	
237				手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置						
238				開口部養生	安衛法21(2)		安衛則518、519			
239				落下防護ネット・小幡ネット	安衛法21(2)		安衛則518、519			
240				使用及び管理：落下高さ、ネットの垂れ及びネット下部の空き	安衛法28(1)				墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準	
241				使用及び管理：支持点の強度	安衛法28(1)				〃	
242				使用及び管理：支持点の間隔（ネットの支持点の間隔は、ネット周辺からの墜落による危険がないものであること）	安衛法28(1)				〃	
243				使用及び管理：定期試験等	安衛法28(1)				〃	
244				使用及び管理：保管（予め著しく汚れたネットについては、洗浄すること。破損した部分については、補修すること）	安衛法28(1)				〃	
245				使用制限：網糸が3-2に規定する強度を有しないネット					〃	
246				使用制限：人体又はこれと同等以上の重さを有する落下物による衝撃を受けたネット					〃	
247				使用制限：破損した部分が補修されていないネット					〃	
248				使用制限：強度が明らかでないネット					〃	
249				表示（製造者名/製造年月/仕立寸法/網目/新品時の網糸の強度）					〃	
250				建築工用エレベーター部踊り場ゲート	安衛法21②		安衛則519			
251				メッシュシート	安衛法20(1)		安衛則563		仮設工業会認定基準、手すり先行工法によるガイドライン	
252				建設工用垂直ネット					仮設工業会認定基準	
253				養生シート（又はネット）						
254				足場とシートの取付は確実なこと（足場材に結束こと）	安衛法21②		安衛則519準拠			
255				養生シート、メッシュに隙間はないこと	安衛法21②		安衛則519準拠			
256				作業床端・開口部への具体的な措置						
257				作業床の端、開口部等に必要な強度の囲い、手摺、覆い等を設置していること	安衛法20(1)		安衛則563			
258				囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていること	安衛法20(1)		安衛則563			
259				柵、覆い等をやむを得ず取り外して作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置しているか、また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧していること	安衛法21②		安衛則530			
260				足場等の開口部には高さ85cm以上の手摺が設置されていること	安衛法21②		安衛則519			
261				物の落下の危険がある場合、巾木の設置は良いこと	安衛法20①、26		安衛則536			
262				開口部には飛来、落下防止の養生ネットが設置されていること	安衛法21(2)		安衛則537			
263				開口部表示は良いこと	安衛法21②		安衛則519			
264				安全柵は適材適所に設置されているか、また柵は堅固なものとなっていること	安衛法21②		安衛則519			
265				墜落制止用器具（旧名称：安全帯）の使用						
266				墜落制止用器具に損傷（摩耗、擦り切れ、切り傷、焼損、溶解）はないこと	安衛法21(2)		安衛則521			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
267				墜落制止用器具のフックを掛ける位置は腰より高い位置になっていること	安衛法21(2)		安衛則521				
268				墜落制止用器具のバックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに通していること	安衛法21(2)		安衛則521				
269				親綱等、墜落制止用器具取付設備の強度は良いこと	安衛法21(2)		安衛則521				
270				墜落制止用器具は腰骨の位置にしっかり装着していること	安衛法21(2)		安衛則521				
271				作業床、手摺等の不備な場所又は高所での危険作業では墜落制止用器具を使用していること	安衛法21(2)		安衛則520				
272				足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求性能墜落制止用器具が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けていること	安衛法21		安衛則518、563				
273				斜面・法面工事用仮設設備							国土交通省土木工事共通仕様書
274				ロープ高所作業における危険の防止							
275				リトラクタ式墜落阻止器具(ライフライン等)			安衛法20(1)、21(2)、26、		安衛則521、526、552、563、564、575		
276				親綱・親綱支柱			安衛法20(1)、21(2)、26、		安衛則521、526、552、563、564、575		
277				ロープ高所作業への具体的な措置							
278				身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、要求性能墜落制止用器具を取り付けるための「ライフライン」を設けていること			安衛法22(2)		安衛則539(2)		
279				作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替えること			安衛法21(2)		安衛則539(9)		
280				掘削作業への具体的な措置							
281				墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮していること			安衛法21		安衛則518、519		
282				飛来崩壊災害による危険の防止							
283				各所点検通路(支保工上他)			安衛法23		安衛則540		
284				安全通路			安衛法23		安衛則540		
285				通路の主要な箇所に、安全通路であることを示す表示を行っていること			安衛法23		安衛則540		
286				通路面をつまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持していること			安衛法23		安衛則542		
287				坑内あるいは夜間作業を行う場合に通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な探光又は照明設備を設けていること			安衛法23		安衛則541		
288				落石防護ネット							新・斜面崩壊防止工事の設計と実例：建設省河川局砂防部監修
289				防護網			安衛法21(1)		安衛則361		土止め先行工法に関するガイドラインの策定について
290				金網類水平張り			安衛法21(1)		安衛則361、安衛則517(16)	公災(土)99	土木工事安全施工技術指針
291				軌道防護柵、道路防護柵、歩道防護柵			安衛法21(2)		安衛則537		
292				飛来全般の防止措置							
293				構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部において、飛来落下の防止措置を講じているか。また、安全な通路を指定していること			安衛法21(2)、安衛法26、安衛法23		安衛則537、538、540		
294				ネット間又は端部に隙間はないか、また重ね巾は良いこと			安衛法21(2)		安衛則519		
295				ネット辺長が3m以内の間隔で吊綱が取付けてあること			安衛法21(2)		安衛則519		
296				吊綱の固定、強度は良いこと			安衛法21(2)		安衛則519		
297				水平安全ネットの有無に関らず、開口部等は確実に養生されていること			安衛法21(2)		安衛則519		
298				高さ3m以上の高所から、物体の投下を行っていないこと			安衛法20①、26		安衛則536		
299				やむを得ず高さ3m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置していること			安衛法20①、26		安衛則536		
300				土石流による労災防止							
301				施工計画における共通事項							
302				事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討しているか。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めていること			安衛法20(1)		安衛則575		
303				同一渓流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携を図れるよう、連絡協議会等の体制を整えていること			安衛法30(1)⑥、32(1)		安衛則642(2)2		
304				現場管理							
305				土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報用の設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行っていること			安衛法21(2)		安衛則575(14)		
306				避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行っているか。避難経路に支障がある場合には登り棧橋、はしご等の施設を設けていること			安衛法21(2)		安衛則575(15)		
307				「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所、目的、使用方法を工事関係者に周知していること			安衛法21(2)		安衛則575(14)(15)		
308				現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しているか。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握していること			安衛法21(2)		安衛則575(11)		
309				揚重揚吊具(ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋等)				安衛令13(3)⑩	ゴンドラ則		土止め先行工法に関するガイドラインの策定について/新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(全国治水砂防協会)
310				月例点検			安全法20(1)		ゴンドラ則21		
311				吊り綱・吊り袋・パレット			安衛法21(1)		安衛則517(15)		土木工事安全施工技術指針
312				突りょう			安全法20(1)		ゴンドラ則22		
313				緊結金具(クランプ等)				安衛令13(3)⑩	ゴンドラ則22		
314				警報設備							
315				土石流・洪水・土砂崩壊等の警報および危険検出システム			安衛法21(2)		安衛則575(14)		土木工事安全衛生技術指針、斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン
316				異常温度の自動警報装置			安衛法22(2)		高任則7(2)		
317				ベル、サイレン等警報装置			安衛法21(1)(2)		安衛則389(9)、575(14)		
318				風力計			安衛法20(1)		安衛則171(6)、245、483、496、522、564、575(7)		
319				吹流し			安衛法20		ク則31(2)、74(3)		
320				雨量計			安衛法20(1)		安衛則171(6)、245、483、496、522、564、575(7)		
321				沈下計							土木工事安全施工技術指針
322				傾斜計							土木工事安全施工技術指針
323				土圧計							土木工事安全施工技術指針
324				車両系建築機械のバックセンサー等							
325				放送設備			安衛法23		安衛則548、671		土木工事安全施工技術指針
326				メガホン・マイク			安衛法23		安衛則548、671		土木工事安全施工技術指針
327				トンネル切羽変位計測計							
328				避難用設備							
329				避難誘導灯			安衛法23		安衛則549		
330				発破時の避難所			安衛法20(2)		安衛則321		
331				避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等)			安衛法21(1)		安衛則389(10)		
332				火災防止							
333				消火器			安衛法20(1)(2)、26		安衛則289、291、389(5)		

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
334	機械並びに危険物及び有害物に関する規制	危険物の対処		防災シート、消火バケツ、スパッタシート	安衛法20(2)		安衛則290			
335				火災報知機	安衛法23		安衛則548			
336				有機溶剤保管設備	安衛法30(1)⑥、32(1)		安衛則641、有機則35			
337				立入禁止措置						
338				関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所において、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を標示していること	安衛法22		安衛則585			
339				関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じるおそれのある場所において、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を標示していること	安衛法22		安衛則585			
340				有害な作業箇所、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所において、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を標示していること	安衛法22		安衛則585			
341				危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物保安監督者を選任していること	安衛法20、消防法13		安衛則257			
342		調査の実施			安衛法20①、21①		安衛則355、379、	公災(土木)		
343		埋設物調査・試掘など		送電線、電柱等地上物調査(架空線防護/移動電線路上防護)	安衛法21(1)		安衛則517(14)		土木工事安全施工技術指針	
344				杭、地下工事と近隣井戸等調査(埋設管防護)	安衛法21(1)	安衛令6、21	安衛則377、酸欠則24		土木工事安全施工技術指針	
345				電波障害調査	安衛法21(1)		安衛則377、酸欠則24		土木工事安全施工技術指針	
346				地質調査(軟弱地盤)	安衛法20(1)、21(1)	建築基準法施行令38、93	安衛則355、154		国土交通省告示1113	
347				仮設物安全点検の実施			安衛法22(2)、45①、103①			
348				注文者(元請)による組立・解体・変更後の使用前点検						
349				事業者による組立・解体・変更後の使用前点検						
350				使用者による日々の点検						
351		機械等の危険防止								
352		機械別チェックリスト		重機移動用敷き鉄板	安衛法20(1)、26		安衛則157			建設機械施工安全マニュアル
353				過積載防止(車両重量計)						土木工事安全施工技術指針
354				タイヤ洗浄装置						土木工事安全施工技術指針
355				リンクプレート	安衛法20(1)、26		安衛則157			
356				リン木(台木、枕木)						建設機械施工安全マニュアル
357				車止め(車輪止め)	安衛法20(1)、26		安衛則160			
358				スタットレスタイヤ、タイヤ用チェーン(凍結時)						
359				監視連絡等に要する対策						
360		各種注意看板標識(立入禁止・開口部分・看板、トラテープ、トラロープ、音声案内装置)		誘導者	安衛法20(1)		安衛則128、288			営業線工事保安関係標準示方書
361				監視人	安衛法20(1)		安衛則151(6)(7)、157、158、194(20)、224、365、388、416、安衛則205、339、345、349、413、414、536、550、554、酸欠則13、ク則30			
362				作業指揮者	安衛法20(1)		安衛則151(4)、194(10)、529、539(6)、592(6)			
363				構内電話	安衛法21(1)		安衛則377、389(9)			
364				倉庫、材料保管等について						
365		火薬庫		ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	安衛法31			公災(土)101		建設機械施工安全マニュアル
366				粉じん障害防止						
367		設備等の基準		設備の性能等	安衛法22(1)		粉じん則4-10			
368				管理(特別教育/健康管理のための措置など)	安衛法22(1)、26、45(1)、59(3)		粉じん則11-16			
369				作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底	安衛法65(1)、(2)①		粉じん則17-24(2)			
370				保護具	安衛法22(1)		粉じん則25-26(4)			
371				石綿障害予防						
372		解体等の業務に係る措置(作業計画/事前届出/作業者以外立入禁止など)		吹き付けられた石綿等の除去に係る措置	安衛法22(1)、100(1)、30		石綿則3-5			
373				隔離等の措置	集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等	安衛法22(1)		石綿則6		
374	隔離の解除に係る措置				安衛法22(1)		石綿則6			
375	吹き付けられた石綿等の近傍における附属設備の除去に係る措置				安衛法22(1)		石綿則6			
376	石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置			安衛法22(1)		石綿則6の2-3				
377	石綿含有シール材の取り外しに係る措置			安衛法22(1)		石綿則7				
378	労働者が石綿等の粉じんにばく露するおそれのある建築物等における業務に係る措置				労働者を常時就業させる建築物に係る措置	安衛法22(1)、26、34		石綿則10		
379					労働者を建築物等において臨時に就業させる場合の措置	安衛法22(1)、26、34		石綿則10		
380					石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置(湿潤化/保護具の着用/関係者以外立入禁止)	安衛法22(1)26		石綿則12-15		
381	設備の性能等					安衛法22(1)		石綿則16-18		
382	管理(特別教育/作業主任者の選任など)			安衛法14、22(1)、26、45①、53③、103①		石綿則19-35(2)				
383	測定(事前調査及び分析調査)			安衛法65①、65の2①、103①		石綿則36-39				
384	健康診断			安衛法66の3、103①、66の4、66の6		石綿則41-43				
385	呼吸用保護具等			安衛法22(1)		石綿則44-46				
386	製造等			安衛法22(1)、55但書		石綿則46(2)、48(4)				
387	漏えいの監視									
388	石綿作業主任者技能講習			安衛法73③		石綿則48(5)				
389	建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物の扱い									
390	報告			安衛法100①		石綿則49、50				
391	電離放射線障害防止									
392	管理区域並びに線量の限度及び測定		外部放射線の防護	安衛法22(2)、45①、103①		電離則3-9				
393			放射性物質(事故由来放射性物質を除く。)に係る汚染の防止	安衛法22(2)(4)、26		電離則10-21				
394			事故由来放射性物質に係る汚染の防止	安衛法22(2)、27①		電離則22-41(2)				
395						電離則41の3-41(10)				

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
406				特別な作業の管理	安衛法22(2)、27①101①		電離則41の11-14				
407				緊急措置	安衛法22(2)、25、100①		電離則42-45				
408				エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者	安衛法14、72①、75⑤		電離則46-52(4)(5)				
409				特別の教育	安衛法59③		電離則52の5-9				
410				作業環境測定	安衛法22(2)、65①		電離則53-55				
411				健康診断	安衛法22(2)、66②、66(4)、100①		電離則56-59				
412				指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等	安衛法66①		電離則59の2-3				
413				特定化学物質障害予防							
414				製造等に係る措置	安衛法22(1)、65の2①100①		特化則3-8				
415				用後処理	安衛法22(4)		特化則9-12(2)				
416		漏えいの防止	安衛法22(1)、25、26		特化則13-26						
417		管理	安衛法14、22(1)、26、45①、65①、65		特化則27-38(4)						
418		特別な作業等の管理	安衛法22(1)		特化則38の5-21						
419		健康診断	安衛法66②、66の3・4・6、100①、103①		特化則39-42						
420		保護具	安衛法22(1)		特化則43-45						
421		製造許可等	安衛法73③		特化則51						
422		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	安衛法73③		特化則51						
423		報告	安衛法100①		特化則53						
424		アーク溶接作業									
425		作業者は特別教育修了者こと	安衛法59(3)		安衛則36(3)						
426		電気溶接の作業をするときは、溶接機のフレームに確実にアースを取付けていること。また、使用前に必ず確認していること	安衛法20(3)		安衛則333						
427		配線の被覆が損傷していないかを調べ、損傷していたら修理してから作業を行っていること	安衛法20(3)		安衛則336						
428		遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具を使うこと。他の作業員には肉眼でアークを見ないように指導していること	安衛法20(2)		安衛則312、315						
429		ホルダーは使用前に十分点検を行い、作業中止の際は必ず所定のサックに納めていること	安衛法20(3)		安衛則331						
430		交流アーク溶接機には自動電撃防止装置を使っていること	安衛法20(3)		安衛則332						
431		ガス溶接作業									
432		アセチレン溶接等の作業は、ガス溶接作業主任者免許の所持者、又はガス溶接技能講習修了者に行わせていること	安衛法61								
433		溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火器を備えていること	安衛法20(2)		安衛則313						
434		引火物を取り除いた後、作業を行っていること	安衛法20(2)		安衛則279						
435		ボンベの取扱いは正しいにしているか。投げ出したり、衝撃を与えることは厳禁としていること	安衛法20(2)		安衛則263						
436		引火性、又は爆発性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶断するときは、容器を洗浄してから作業していること	安衛法20(2)		安衛則285						
437		ガス洩れの点検は石けん水等を使い、火気は使っていないこと	安衛法14		安衛則315						
438		作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、減圧弁を点検していること	安衛法20(2)		安衛則262						
439		凍結のおそれがあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置いていないか。ロ金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し、直接火気を使用していないこと	安衛法14		安衛則315						
440		作業中は保護眼鏡、作業手袋、エプロン等を使っていること	安衛法22(1)(2)		安衛則593						
441		溶解アセチレン容器は立てていること	安衛法20(2)		安衛則263						
442		容器の温度は40℃以下に保っていること	安衛法20(2)		安衛則263						
443		転倒のおそれのないよう保持していること	安衛法20(2)		安衛則263						
444		容器には充空の表示を行い、区別を明らかにしていること	安衛法20(2)		安衛則263						
445		鉛中毒予防									
446		設備	安衛法22(1)		鉛則5-23の3						
447		換気装置の構造、性能等	安衛法22(1)		鉛則24-32						
448	管理	安衛法14、22(1)、45①、103①		鉛則33-38							
449	鉛作業主任者等	安衛法22(1)		鉛則39-42							
450	業務の管理	安衛法22(1)		鉛則39-42							
451	貯蔵等	安衛法22(1)		鉛則43-44							
452	清潔の保持等	安衛法22(1)、26		鉛則45-51							
453	測定	安衛法65の2①②③、103①		鉛則52-52(4)							
454	健康管理	安衛法22(1)、66②、66の3・4・6、68、100①、103①		鉛則53-57							
455	保護具等	安衛法22(1)、26		鉛則58-59							
456	鉛作業主任者技能講習	安衛法63③		鉛則60							
457	有機溶剤中毒予防										
458	設備(密閉・換気)	安衛法22(1)		有機則5-13(3)							
459	換気装置の性能等	安衛法22(1)		有機則14-18(3)							
460	管理(作業主任者の選任/自主検査/点検・補修/掲示など)	安衛法22(1)		有機則19-27							
461	作業環境の測定	安衛法65①、101①		有機則28-28(3)							
462	健康診断	安衛法22(1)、65の2①・2②、66の②、66の3-4、100①、103		有機則29-31							
463	保護具	安衛法22(1)、26		有機則32-34							
464	有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理	安衛法22(1)		有機則35-36							
465	有機溶剤作業主任者技能講習	安衛法73③		有機則37							
466	酸素欠乏症等防止										
467	一般的防止措置	安衛法65		酸素欠則3、4、5、5(2)、6							
468	酸素欠乏場所で作業する場合、酸素濃度の測定(硫化水素中毒の恐れはないか)	安衛法65		酸素欠則3							
469	換気設備は十分な能力があること	安衛法22(1)		酸素欠則5							
470	特別な作業における防止措置	安衛法22(1)、26		酸素欠則18-25(2)							
471	酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	安衛法73③		酸素欠則26							
472	労働	安全衛生教育									
473		雇入れ時教育									

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
474	者の就業に当たっての措置	作業内容変更時の教育		作業内容変更時の教育							
475				新規入場者教育						元方事業者による建設現場安全管理指針	
476				新規に入場した作業員に対して、当該現場の墜落危険箇所及び墜落の恐れのある作業について、事前に安全教育を実施していること	安衛法60(2)			安衛則642(3)			
477				送り出し教育						元方事業者による建設現場安全管理指針	
478				職長教育	安衛法60			安衛則40			
479				安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等への能力向上教育	安衛法19(2)						
480				健康教育						メンタルヘルス指針、岡立支援ガイドライン	
481				事業場内産業保健スタッフへのメンタルヘルスクエアを推進するための教育研修						メンタルヘルス指針	
482				安全衛生責任者教育	安衛法19(2)						
483				安全衛生管理者の教育	安衛法19(2)						
484				安全衛生推進者・衛生推進者の教育	安衛法19(2)						
485				作業従事者への技能講習							
486				床上操作式クレーン運転技能講習				安衛令20(6)			ク則22
487				小型移動式クレーン運転技能講習				安衛令20(7)			ク則68
488		玉掛技能講習				安衛令36(19)			ク則221		
489		ボイラー取扱技能講習				安衛令20(3)					
490		ガス溶接技能講習				安衛令20(10)					
491		フォークリフト運転技能講習				安衛令20(11)					
492		車両系建設機械(整地等)運転技能講習				安衛令20(12)					
493		車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習				安衛令20(12)					
494		車両系建設機械(解体)				安衛令20(12)					
495		ショベルローダー等運転技能講習				安衛令20(11-2)					
496		不整地運搬車運転技能講習				安衛令20(14)					
497		高所作業車運転技能講習				安衛令20(15)					
498		作業従事者への特別教育									
499		揚貨装置の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(6)		
500		クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(15)(17)ク則21、107		
501		跨線テルハ運転特別教育(つり上げ荷重5t以上)	安衛法59(3)						安衛則36(15)(17)ク則21、107		
502		デリック運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(15)(17)ク則21、107		
503		移動式クレーン運転特別教育(つり上げ荷重1t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(16)ク則67		
504		クレーン玉掛特別教育(つり上げ荷重t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(19)ク則222		
505		移動式クレーン玉掛特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(19)ク則222		
506		デリック玉掛特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(19)ク則222		
507		小型ボイラー取扱特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(14)		
508		アーク溶接特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(3)		
509		フォークリフト運転特別教育(最大荷重1t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(5)		
510		車両系建設機械(整地等)運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(9)		
511		車両系建設機械(基礎工用)運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(9)		
512		基礎工用機械の作業装置の操作特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(9-3)		
513		基礎工用建設機械運転者	安衛法59(3)						安衛則36(9-2)		
514		車両系建設機械(解体用)運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(9)		
515		締めめ用機械の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(10)		
516		コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(10-2)		
517		ショベルローダー等運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(5-3)		
518		不整地運搬車運転特別教育(最大積載量1t未満)	安衛法59(3)						安衛則36(5-3)		
519		高所作業車運転特別教育(作業床10m未満)	安衛法59(3)						安衛則36(10-4)		
520		ボーリングマシンの運転業務特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(10-3)		
521		研削砥石取替試運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(1)		
522	プレス金型取替特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(2)			
523	電気取扱特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(4)			
524	伐木等機械の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(6の2)			
525	走行集材機械の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(6の3)			
526	機械集材装置の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(7)			
527	簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(7の2)			
528	立木の伐木特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(8)			
529	チェーンソー作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(8)の2			
530	ジャッキ式つり上げ機械特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(10-4)			
531	巻上げ機運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(11)			
532	軌道動力車運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(13)			
533	建設用リフト運転特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(18)ク則183			
534	圧縮機操作特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(20の2)高圧則11			
535	送気調節特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(21・23)高圧則11			
536	加減圧特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(22)高圧則11			
537	再圧室操作特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(24)高圧則11			
538	高圧室内作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(24)②高圧則11			
539	四アルキル鉛作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(25)四アルキル則21			
540	特殊化学設備作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(27)			
541	エックス線等透過写真撮影特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(28)			
542	特定粉じん作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(29)粉じん則22			
543	ざい道内作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(30)			
544	ロボットへの教示等作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(31)			
545	ロボットの検査等の作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(32)			
546	タイヤの空気充填作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(33)			
547	廃棄物処理施設作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(34、35、36)			
548	石綿取り扱い作業特別教育							石綿則27			
549	足場の組立て作業等特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(39)			
550	ロープ高所作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(40)			
551	ゴンドラ取扱業務特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(20)ゴンドラ則12			
552	酸欠危険作業特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(26)酸欠則12			
553	除染等業務特別教育	安衛法59(3)						安衛則36(28-2、-3)			
554	作業主任者への技能講習										

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
555				木材加工用機械作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(6)	安衛則129、130			
556				プレス機械作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(7)	安衛則133、134			
557				乾燥設備作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(8)	安衛則297、298			
558				コンクリート破砕器作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(8②)	安衛則321(3)(4)			
559				地山の掘削作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(9)	安衛則359、360			
560				土止め支保工組立等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(10)	安衛則374、375			
561				ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(10②)	安衛則383(2)(3)			
562				ずい道等の覆工作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(10③)	安衛則383(4)(5)			
563				採石のための掘削作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(11)	安衛則403、404			
564				はい作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(12)	安衛則428、429			
565				船内荷役作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(13)	安衛則450、451			
566				型枠支保工組立等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(14)	安衛則246、247			
567				足場組立等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(15)	安衛則565、566			
568				建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(15②)	安衛則517(4)(5)			
569				鋼橋架設等作業主任者技能講習	安衛法21(1)	安衛令6(15③)	安衛則517(8)(9)			
570				木造建築物の組立等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(15④)	安衛則517(12)(13)			
571				コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(15⑤)	安衛則517(17)(18)			
572				コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	安衛法14	安衛令6(16)	安衛則517(22)(23)			
573				第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習		安衛令6(17)	ボ則62(1)(63)			
574				特定化学物質作業主任者技能講習		安衛令6(18)	特化則27、28			
575				鉛作業主任者技能講習		安衛令6(19)	鉛則33、34			
576				四アルキル鉛等作業主任者技能講習		安衛令6(20)	四アル則14、15			
577				酸素欠乏危険作業主任者(第種)技能講習	安衛法14	安衛令6(21)	酸欠11			
578				有機溶剤作業主任者技能講習	安衛法22(1)	安衛令6(22)	有機則19、19(2)			
579				石綿作業主任者技能講習		安衛令6(23)	石綿19			
580				危険有害業務従事者への教育			安衛法60(2)②			
581				揚貨装置運転士安全衛生教育			安衛法60(2)②			
582				ボイラー取扱業務(労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
583				ボイラー溶接業務(労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
584				ボイラー整備士安全衛生教育			安衛法60(2)②			
585				クレーン運転士安全衛生教育			安衛法60(2)②			
586				移動式クレーン運転士安全衛生教育			安衛法60(2)②			
587				ガス溶接業務(労働安全衛生法施行令第20条第10号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
588				フォークリフト運転業務(労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
589				車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務(労安令2(12)の業務のうち同令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
590				車両系建設機械(基礎工事事用)運転業務(労安令2(12)の業務のうち同令別表第7第3号に掲げる建設機械の運転の業務)従事者安全衛生教育(表)			安衛法60(2)②			
591				フォークリフト運転業務(労働安全衛生規則第36条第5号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
592				機械集材装置運転業務(労働安全衛生規則第36条第7号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
593				ローラー運転業務(労働安全衛生規則第36条第10号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
594				有機溶剤業務従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
595				チェーンソーを用いて行う伐木等の業務			安衛法60(2)②			
596				玉掛業務(労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
597				特別緊急作業(電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業)従事者安全衛生教育			安衛法60(2)②			
598				リスクアセスメント教育			安衛法28(2)			危険性又は有害性等の調査等に関する指
599				その他の安全衛生教育						
600				ずい道救護・避難・消火訓練			安衛法21(1)、103(1)		安衛則389(11)	
601				十分な知識・経験を有する者による安全点検資格取得						
602				足場の作業主任者能力向上教育						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
603				労働安全コンサルタント等						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
604				計画作成参加者						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
605				仮設安全監理者						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
606				施工管理者等のための足場点検実務研修						足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
607				作業従事者が保有する免許						
608				発破技士免許			安衛法26	安衛令20(1)	安衛則318	
609				揚貨装置運転士免許				安衛令20(2)		
610				クレーン・デリック運転士免許				安衛令20(6)(8)	ク則22(108)	
611				クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)				安衛令20(6)(8)	ク則22(108)	
612				クレーン・デリック運転士(口床式クレーン限定)免許				安衛令20(6)	ク則22	
613				移動式クレーン運転士免許				安衛令20(7)	ク則68	
614				ボイラー技士免許				安衛令20(3)		
615				ボイラー溶接士免許(特別、普通)				安衛令20(4)		
616				ボイラー整備士免許				安衛令20(5)		
617				潜水士免許				安衛令20(9)	高任則12	
618				作業主任者が保有する免許						
619				高圧室内作業主任者免許				安衛令6(1)	高任則10	
620				ガス溶接作業主任者免許			安衛法14	安衛令6(2)	安衛則314、316	
621				林業架線作業主任者免許				安衛令6(3)	安衛則513、514	
622				ボイラー技士免許等免許				安衛令6(4)	ボイラー則24、25	
623				エックス線作業主任者免許				安衛令6(5)	電離則46、47	
624				ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許				安衛令6(5②)	電離則52(2)(3)	
625				作業員の配置						
626				高所作業						
627				高所の作業においては、未熟練者、高齢者の配置を避けていること			安衛法62			
628				高所作業に従事する作業員について、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置していること			安衛法62			
629				作業環境の測定				安衛令21		日本作業環境測定協会ホームページ
630				測定機器の用意						
631				酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計等			安衛法21(1)		安衛則382(2)、592、603、612、酸	
632				db測定器			安衛法20、65(1)		安衛則590、591	
633				測定環境の設定						

健康の保持増

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など							
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他		
634	進 の た め の 措 置 ・ 快 適 な 職 場 環 境 の 形 成 の た め の 措 置			土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場の測定	安衛法65		じん則26					
635				暑熱、寒冷または多湿屋内作業場の測定	安衛法21		安衛則607					
636				著しい騒音を発する屋内作業場の測定	安衛法21		安衛則590、591					
637				炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある坑内の作業場の測定	安衛法65(1)		安衛則592					
638				28℃を超え、または超えるおそれのある坑内の作業場の測定	安衛法65①		安衛則612					
639				通気設備のある坑内の作業場の測定	安衛法65①		安衛則603					
640				中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものの測定	安衛法65①		事務所則7					
641				放射線業務を行う作業場(放射線業務を行う管理区域)の測定	安衛法65、103①		電離則54					
642				放射性物質取扱作業室の測定	安衛法65、103①		電離則55					
643				事故由来廃棄物等取扱施設の測定	安衛法65、103①		電離則55					
644				坑内における核原料物質の掘探の業務を行う作業場の測定	安衛法65、103①		電離則55					
645				特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場の測定	安衛法65		特化則36					
646				特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場の測定	安衛法65		特化則36(5)					
647				石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため、または石綿分析用試料等を製造する屋内作業場の測定	安衛法65		石綿則36					
648				一定の鉛業務を行う屋内作業場の測定	安衛法65①		鉛則52					
649				酸素欠乏危険場所において作業を行う場合、作業場での酸素、硫化水素の濃度を測定していること	安衛法65		酸欠則3					
650				有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内	安衛法65①		有機則28					
651				作業環境の構築								
652				換気設備(送風機、排気ダクト、排気管等)			安衛法22、22(2)		安衛則577、579、602、酸欠則5、有機則5、石綿則12、高圧則6、7			
653				通気設備が設けられている坑内の作業場において、通気量、気温、炭酸ガスを測定していること			安衛法65(1)		安衛則592、603、612			
654	自然換気が不十分なところで、内燃機関を有する機械を使用していないこと。また、やむを得ず内燃機関を使用するときは、十分な換気の措置を講じていること			安衛法22		安衛則578						
655	空調設備、空気清浄設備			安衛法23		安衛則61(3)、高圧則5		事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針				
656	ガス抜き等の措置(ずい道)(トンネル)			安衛法21(1)		安衛則389(2)②						
657	防音設備							除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン				
658	放射能測定器							特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン				
659	照明器具(投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯)			安衛法21(1)		安衛則367、406、434						
660	電気設備(分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム)			安衛法21(1)		安衛則367、406、434						
661	給排水設備(高圧洗浄機、水道管、下水管)			安衛法23		安衛則627、630、事務所則13、14						
662	更衣・洗身設備(石綿、除染)					石綿則31						
663	疲労回復支援施設			安衛法71(2)(3)								
664	休憩室、仮眠設備			安衛法71(2)(3)		安衛則613、614、事務所則19、20						
665	仮宿舍、保健室等			安衛法71(2)(3)		安衛則613、614、事務所則19、20						
666	シャワー室			安衛法71(2)(3)								
667	食堂、売店			安衛法71(2)(3)								
668	花壇、フラワーポット			安衛法71(2)(3)		安衛則618、628、事務所則17		事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針				
669	給湯器、房器具			安衛法71(2)(3)		安衛則618、628、事務所則17		〃				
670	描画付き仮囲			安衛法71(2)(3)		安衛則618、628、事務所則17		〃				
671	職場生活支援施設			安衛法71(2)(3)								
672	トイレ(女子用含む/シャワー様式便座)、洗面所、鏡、			安衛法71(2)(3)				事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針				
673	更衣室、ロッカールーム			安衛法71(2)(3)				〃				
674	清掃用具類(ゴミ置場、箒、ガラ袋、ビニールホース等)			安衛法71(2)(3)				〃				
675	産廃の実施			安衛法71(2)(3)				〃				
676	ガードマンBOX			安衛法71(2)(3)				〃				
677	机、椅子			安衛法71(2)(3)				〃				
678	避難所			安衛法71(2)(3)				〃				
679	熱中症対策											
680	設備(製水器、冷水器、冷蔵庫、クーラー、扇風機、WBGT器)							職場における熱中症の予防について				
681	熱中症飴							〃				
682	水筒							〃				
683	その他備品(うちわ、扇子)							〃				
684	応急処置・緊急時対応											
685	救急用具:担架、包帯、消毒等			安衛法23		安衛則633、634						
686	感染症:手指消毒、マスク、加湿器			安衛法23								
687	AED			安衛法70(2)①、69(1)				AEDの適正配置に関するガイドライン				
688	その他の疾病・衛生対策			安衛法22(1)(2)		安衛則576						
689	血圧測定器			安衛法70(2)①、69(1)				事業場における労働者の健康保持増進のための指針				
690	分煙対策(換気扇・間仕切)			安衛法68(2)								
691	受動喫煙防止対策			安衛法68(2)				職場における受動喫煙防止のためのガイドライン				
692	健康の保持増進対策(健康づくり)							事業場における労働者の健康保持増進のための指針				
693	監督	仮設工事に関する計画・施工図等										
694		足場・支保工・ベント・作業構台・架設通路・擁壁・その他の配置・計画・組立施工図及び強度計算書の作成			安衛法88、89							
695		法条による計画届出書類の作成			安衛法88、89							
696	雑則	安全意識、注意喚起について										
697		安全掲示板			安衛法14、101(1)		安衛則18、98(2)					
698		安全旗・衛生旗							労働安全衛生法と安全管理のしくみ(中部地整)			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
699	健康診断	健康診断	健康診断 (特殊健診、特定業務、配置前)	安全衛生ワッペン・腕章					労働安全衛生法と安全管理のしくみ(中部地整)		
700				安全標語・ポスター	安衛法101				労働安全衛生法と安全管理のしくみ(中部地整)		
701				のぼり・垂れ幕	安衛法101						
702				安全衛生協議会(災害防止協議会)	安衛法30(1)①、32(1)			安衛則635			
703				職長会の実施	安衛法30					元方事業者による建設現場安全管理指針	
704				職長会ボード						元方事業者による建設現場安全管理指針	
705				ラジオ体操CD							
706				スピーカー、拡声器、ハンドマイク、笛、朝礼台						土木工事安全施工技術指針	建設機械施工安全マニュアル
707				安全パトロールの実施(元請、関係係員)	安衛法30				安衛則11、15		土木工事安全施工技術指針
708				健康診断(特殊健診、特定業務、配置前)	安衛法66						
709				一般定期健康診断							
710				健康相談や医師の面接指導(長時間労働者、高ストレス者、体調不良者)	安衛法66(8)-(10)						
711				健診事後措置(保健指導、医師の意見聴取)	安衛法66(5)						
712				特定業務健康診断	安衛法66(1)				安衛則45		
713				多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
714				多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
715				ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	安衛法66(1)				安衛則45		
716				土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
717				異常気圧下における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
718				さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務	安衛法66(1)				安衛則45		
719				重量物の取扱い等重激な業務	安衛法66(1)				安衛則45		
720				ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
721				坑内における業務	安衛法66(1)				安衛則45		
722				深夜業を含む業務	安衛法66(1)				安衛則45		
723	水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	安衛法66(1)				安衛則45					
724	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務	安衛法66(1)				安衛則45					
725	病原体によつて汚染のおそれ著しい業務	安衛法66(1)				安衛則45					
726	その他厚生労働大臣が定める業務	安衛法66(1)				安衛則45					
727	メンタルヘルス対策										
728	ストレスチェック	安衛法66-10									
729	建設工事従事者のメンタルヘルス	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律									
730	保険等の加入	健康保険法161、162、労災保険法									
731	社会保険(法定福利費)への加入	建築業法						社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン			
732	労災保険料への加入	労災保険法									
733	法定外労災保険への加入	公共工事の品質確保の促進に関する法律									
734	一人親方労災保険への加入	労災保険法33									
735	建退共証紙	中小企業退職金共済法									
736	キャリアアップシステム導入							CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージ			
737	交通規制に要する対策										
738	ガードマン(保安員・交通整理員)	警備業法					公災(土木・建築)				
739	規制車						公災(土木)	道路工事保安施設設置基準			
740	工食用照明灯							〃			
741	保安灯							〃			
742	クッションドラム							道路工事保安施設設置基準			
743	カラーコーン・コーンバー							〃			
744	バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)							〃			
745	工事中表示板(内照式)							〃			
746	回転灯							〃			
747	規制標示看板・道路占有表示板・道路使用標示板							〃			
748	標示板							〃			
749	立入禁止措置材設置							土木工事安全施工技術指針			
750	お知らせテラシ	安衛法101									
751	信号機							道路工事保安施設設置基準			
752	列車見張員等有資格者							営業線工事保安関係標準示方書			
753	規制計画										
754	工事等の工程等の調整を発注者および受注者等で行い、可能な限り、同一の交通規制下で実施し、規制回数低減に努めていること							保全要領			
755	工事等の効率化に努め、交通規制時間の低減を図っていること							保全要領			
756	交通量の季節変動・時間変動および周辺状況等を考慮して、工事等の時期および時間帯を計画していること							保全要領			
757	工事等の内容や交通規制時の交通量、お客さまの安全かつ円滑な走行の確保、安全な作業範囲の確保等を考慮して、交通規制方法を計画していること							保全要領			
758	交通規制標識は、規制作業の安全を優先して左側路肩に設置することを標準とし、交通管理者との協議により変更が生じた場合はこれを反映していること							保全要領			
759	道路の最高速度により適宜、段階的な速度規制標識の設置を考慮していること							保全要領			
760	速度規制の解除標識は、規制速度100km/h以上の区間のみ設置することとし、それ以外の区間は、それぞれの当該区間の規制速度標識を設置していること							保全要領			
761	夜間に行う交通規制の交通規制器材等は、視認性の良い器材を用いていること							保全要領			
762	交通規制のテーパの配置箇所については、見通しが悪くなりやすい次のような場所に留意して計画していること ①左カーブ区間の走行車線規制、右カーブ区間の追越車線規制 ②縦断線形がクレスト地点となる場合の下流側 ③トンネルを出た先などの規制器材を認識しにくい場所							保全要領			
763	トンネル内で作業を行う場合の規制開始は、原則としてトンネル入り口より上流部(明かり区間)で行っていること							保全要領			
764	交通規制区域内への車両の出入は、定められた箇所で行っていること							保全要領			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
765				路上作業の開始時、終了時、規制切り替え時には、移動無線、非常電話等を利用して、道路管制センター等に連絡していること。また、道路管制センターが所掌していない道路については、事前に管理者の連絡先を把握していること							保全要領
766				路上作業の時間および内容等に変更が生じた場合は、道路管制センター等に連絡していること							保全要領
767				路上作業中に事故が発生した場合には、お客さまおよび路上作業関係者の安全確保を最優先で行い、負傷者がいる場合は状態により救護措置等の適切な措置を行うとともに、二次的な事故の防止に努め、速やかに移動無線、非常電話等で道路観戦センター等に①事故発生時刻②事故発生場所③事故の状況(負傷人数と負傷程度、事故関係車両の車種別台数等)④応急措置状況等を通報していること							保全要領
768				交通規制区域内への一般車両進入事故の影響を軽減させることを目的とし、現場条件に応じて、作業箇所の上流側に物理的防御装置を配置するなどの措置を検討していること							保全要領
769				交通規制テーパー部に設置する標識車は、原則として緩衝装置付きの車両としているか。緩衝装置付きの車両が配置できない場合は、標識車の上流側に物理的防御装置を配置するなどの代替の措置を講じていること							保全要領
770			作業計画								保全要領
771				路上作業関係者は、原則として交通規制区域外に出ないようにしていること							保全要領
772				路上作業関係者は、交通規制のテーパー部での待機をさけるため、事前に待機場所、休憩場所を定めていること							保全要領
773				夜間作業を行う場合には、作業場内の照明は、十分な明るさを確保できるものを用意しているか。また、照明器具の予備を必ず現場に携帯していること							保全要領
774				路上作業関係者は、昼夜問わず作業性に優れた服装を着用するとともに、通行車両から確認し易いよう、反射材付きの装備品(安全ベスト)もしくは同等の機能を有した作業服等を着用していること							保全要領
775				路上作業に使用する車両は、法律に定める点検整備のほか、回転灯、無線機等車両に装備した装置、落下する可能性がある装備や積荷についても十分に点検整備を行い、常に良好な状態に保っていること							保全要領
776				トンネル内で作業する場合は、一酸化炭素、煙霧等の濃度に留意し、十分安全を確認していること							保全要領
777				トンネル内で作業する場合は、火災検知器および火災検知装置の誤発報を防止するため、関係機関との事前確認や必要に応じた誤発報を防止する措置を講じていること							保全要領
778				発炎筒を使用する際には、使用場所付近の可燃物の有無について確認し、通過車両の風圧等により転がらないよう、転がり防止措置を講じていること							保全要領
779			実施手順								保全要領
780				交通規制を実施する場合は、規制標識・警戒標識を設置開始前、撤去完了後および規制切り替え時に移動無線、非常電話等を使用して道路管制センター等連絡するようしているか。ただし、移動規制を実施する場合は、規制開始時、各IC・JCT通過時および規制終了時に移動無線等を使用して道路管制センター等に連絡していること							保全要領
781				交通規制器材等を設置する場合は、規制区間の上流側(※)から順次設置していること(※)上流側とは車両進行方向の起点側を表す							保全要領
782				交通規制器材等を撤去する場合は、交通規制器材等のうち、規制標識・警戒標識以外を下流側(※)から順次撤去した後、下流ICで反転し、上流側へ戻り、規制標識・警戒標識を上流側から順次撤去しているか(※)下流側とは車両進行方向の終点側を表す							保全要領
783				交通規制器材等の設置が終了したことを確認してから工事等を開始していること							保全要領
784				対面二車線道路で交互交通規制を行う場合は、通行車を一時的に停止させた後、車線上への規制材の設置を開始していること							保全要領
785				路上作業関係者は、健康管理に留意し、路上作業に従事するときは、準備運動を行う等、機敏さを養い身体の安全を守るよう努めていること							保全要領
786				交通規制区域外において立標作業等を行う場合は、原則として2名以上で行うこととし、このうち1名は交通監視等を行っていること							保全要領
787				交通規制器材等を設置、撤去する場合は、お客さまへの注意喚起、路上作業関係者の安全確保のため、交通監視員を配置し、監視等を行っていること							保全要領
788				交通監視員は交通規制器材等の配置や作業状況を定期的に巡回・確認しているか。また、不具合がある場合は早期に修復していること							保全要領
789				交通規制区域内に配置する交通監視員は、路上作業関係者の安全を図るため、手旗または交通指揮棒等を使用して通行車の監視および通行車に対する注意の喚起・誘導を行い、危険であると認められる場合は、警笛または掛声等で作業員に合図し、直ちに避難させるようしていること							保全要領
790				交通監視員は一般車両に正対することを基本とし、一般車両の動向と作業状況を把握し、緊急時に路上作業関係者への警告ができる体制と自らの危険を回避する行動をとれる体制を構築していること							保全要領
791				交通監視員は運転手に死角に入らないよう、後退する車両との離隔を確保した上で誘導していること							保全要領
792				車両の運転手は、路上に駐車した車両から離れる場合、やむを得ない場合を除き、駐車車両が通行車側に移動しないための処置(ハンドルの向き、車止め等)を行っていること							保全要領
793			公衆災害に要する対策								
794			仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)			建築基準法施工令136(2)20			公災(土木・建築)		
795			危険物仮囲い								土木工事安全施工技術指針、建築工事安全施工技術指針
796			垂直養生ネット								土木工事安全施工技術指針
797			防じん用シート								建築物解体工事共通仕様書
798			金網類垂直張り		安衛法21(1)		安衛則361、安衛則517(16)	公災(土)99			土木工事安全施工技術指針
799			建築工事落下防護(朝顔)			建築基準法施工令136(5)、			建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準		
800			防音シート、防音パネル		騒音規制法14、15						
801			現場出入りのゲート、外灯、カーブミラー						公災(土木・建築)		
802			夜間照明						公災(土木・建築)		
803			工事箇所の区分と表示								
804				さく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造及び設置方法を決定すべきものであるが、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるもので、通行者(自動車等を含む。)の視界が確保され、風等により転倒しないようなものとしていること						公災15(3)	
805				作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等の措置により関係労働者に周知していること	安衛法13(1)		安衛則14				
806				作業、材料の集積、又は機械類を置く等工事のために使用する区域を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用していないこと					公災15(1)		
807			工事標識等の設置								
808				工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所前方50メートルから500メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置していること						公災24(3)	
809				交通量の特に多い道路上においては、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、道路標識及び保安灯の設置に加えて、作業場の交通流に反対する場所に工事中であることを示す標示板(原則として内部照明式)を設置し、必要に応じて夜間200メートル前方から視認できる光度を有する回転式か減速式の黄色又は赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置していること(なお、当該標示板等を設置する箇所に近接して、高い工事用構造物等があるときは、これに標示板等を設置することができる)						公災24(3)	
810				工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ1メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置していること						公災24(1)	
811				規制箇所の通行制限を設ける場合、迂回案内表示板等の設置は適切なこと						公災21	
812				道路敷において又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)及び道路作業場における標示施設等の設置基準(昭和37年建設省通発第372号)による道路標識、標示板等で必要なものを設置していること						公災23	

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
813				工事用の諸施設を設置する必要がある場合に当たっては、周囲の地盤面から高さ0.8メートル以上2メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることをしないよう必要な措置を講じていること				公災23(2)		
814			現場出入口	交差点設置箇所						
815				現場出入口並びに一般道との交差点等において、誘導員・見張り人の配置は良いこと				公災20		
816				作業場の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立ち入りを禁ずる標示板を掲げていること。ただし、車両の出入りが頻繁な場合は交通誘導警備員を配置し、公衆の出入りを防止するとともに、出入りする車両の誘導にあわせていること				公災16		
817			作業場付近の交通の誘導							
818				道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等原則、交通誘導警備員を配置し、道路標識、保安灯、セーフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めていること				公災24(4)		
819			車両交通のための路面維持							
820				道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じていること この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしていること やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配ですりつけていること				公災26(1)		
821				道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面及び掘進部周辺を道路管理者との協議等に基づき常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視していること				公災23(3)		
822			車道幅員							
823				土木工事のためにやむを得ず通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次を考慮していること 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあつては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあつては、その車道幅員は5.5メートル以上とする 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできる限り短くし、その前後で交通が渋滞することのないよう原則、交通誘導警備員を配置する				公災25(1)		
824			歩行者対策							
825				歩行者が安全に通行車道とは別に、幅0.90メートル以上(高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅0.75メートル以上)、有効高さは2.1メートル以上の歩行者用通路を確保しているか、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上、有効高さは、2.1メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導していること				公災27(1)		
826				歩行者用通路とそれに接する車両の交通の用に供する部分との境及び歩行者用通路と作業場との境は、必要に応じて移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの間安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分していること				公災27(2)		
827				歩行者用通路には、必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けているか、また、歩行に危険のないよう段差や路面の凹凸をなくするとともに、滑りにくい状態を保ち、必要に応じてスロープ、手すり及び視覚障害者誘導用ブロック等を設けていること				公災27-3		
828			通路の排水							
829				土木工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障がないよう、排水を良好にしていること				公災28		
830			高い構造物等及び危険箇所の照明							
831				道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしていること				公災24(2)		
832			騒音、振動対策							
833				工事用地の境界部においては、騒音・振動測定を行い、環境基準値を超えない施工としていること	騒音規制法					
834				騒音・振動測定の記録は整理・保存されていること	振動法					
835				強烈な騒音を発生する場所であることを、明示するとともに作業員へ周知させていること	安衛法22(2)		安衛則583(2)			
836			排水処理対策管理							
837				現場内排水の放流においては定められた水質基準値を満足するよう適切な方法により処理されていること	水質汚濁防止法					
838			酸素欠乏症の防止							
839				地下掘削工事において、上層に不透水層を含む砂層若しくは含水、湧水が少ない砂れき層又は第一鉄塩類、第一マンガン塩類等還元作用のある物質を含んでいる地層に接して潜函工法、圧気シールド工法等の圧気工法を用いる場合には、次の各号に掲げる措置等を講じて、酸素欠乏症の防止に努めていること。また、次の各号について関係法令とともに、これを遵守しなければならない 一 圧気に際しては、できるだけ低い気圧を用いること 二 工事に近接する地域において、空気の漏出するおそれのある建物の井戸、地下室等について、空気の漏出の有無、その程度及び空気中の酸素の濃度を定期的に測定すること 三 調査の結果、酸素欠乏の空気が他の場所に流出していると認められたときは、関係行政機関及び影響を及ぼすおそれのある建物の管理者に報告し、関係者にその旨を周知させるとともに、事故防止のための必要な措置を講ずること 四 前2号の調査及び作業に当たっては、作業員及び関係者の酸素欠乏症の防止について十分配慮すること				公災70		
840			その他							
841				近隣宿泊施設の宿泊・移動					遠隔地から労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	
842				労働者宿舎・現場事務所の借地・拡張について					〃	
843			施工計画準備						施工体制台帳の作成等について	
844				施工体制					〃	
845				建設副産物の処理						
846				建設副産物適正処理推進要綱を遵守していること				公災3		
847			安全一般に関する事項防災(防火・避難等)							
848			防火							
849				事務所、寄宿舎等に勤務者又は居住者が50人以上の場合には、資格を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出ていること	消防法8			火災予防条例55(3)		
850				事務所、寄宿舎の建物毎に火元責任者を指名し表示していること	消防法3(2)					
851				消火栓、消化器、防火用水等は、建物延面積に合せた消火能力を勘案した設備となっていること	消防法17		消防則6、7 建設業附属寄宿舎規定12			
852				喫煙・火気注意は徹底されていること(消火器の設置・転倒防止)	安衛法20(2)		安衛則289			
853			避難設備							
854				事務所、寄宿舎の要所に避難経路を表示していること		消防令25	建設業附属寄宿舎規程9条			
855				2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難はしご、避難ロープ等を設置していること		消防令25				
856			危険物							
857				指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、所轄消防署へ届出を行っていること	消防法4、9、11					
858				危険物の貯蔵所を設置・変更する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けていること	消防法11	危規令7				
859			資材運搬・移動							
860			事前調査							
861				運搬経路の計画及び機械の選定を行うため、工事現場の地山の土質(岩、礫、砂等)、広さ及び地形等を調査していること	安衛法20(1)		安衛則151(3)			
862				特殊大型資材(トレーラ等)の運搬に先立ち、工事現場に至る運搬経路を計画していること	安衛法20(1)		安衛則151(3)			
863			現場管理							
864				工事現場内の走路は常に補修し、安全に走行できるよう維持していること	安衛法20(1)		安衛則151(6)			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
865				夜間作業では、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置していること				公災(土)18		
866				積込みは、車両制限令を遵守し、荷崩れ、荷こぼし等をおこさないようにしていること(チェック体制は良いか)、必要となる手続きは行われていること	道路交通法58-2、3		安衛則151(10)			
867				積込場、土捨場、産縁、見通しのきかない場所、一般用道路との交差点または他の作業箇所付近に近接する箇所には、安全を確保するための誘導員を配置していること	安衛法20(1)		安衛則151(6)			
868				高速自動車国道、自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路について、交通警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置されていること						
869				後進作業は、原則として誘導員の合図にて行っていること、また、必要に応じてバックブザーを取付けていること	安衛法20(1)		安衛則151(6)			
870				駐車は指定された場所で行っていること、また、駐車ブレーキをかけ、必要に応じて確実な歯止めを行っていること	安衛法20(1)		安衛則151(11)			
871				自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は、積込足場の角度をできるだけ小さくしていること	安衛法20(1)		安衛則161			
872				荷台上の資材、トレーラ上の機械等は緊固に結合し、走行中に荷揺れや荷崩れをおこさない措置を講じていること、また、固定用のワイヤの点検を行っていること	安衛法20(1)		安衛則151(10)、151(69)			
873				道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りしていること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができるとし、この場合においては、原則、交通誘導警備員を配置し、一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障がないようにしなければならないこと				公災22(1)		
874			点検・修理							
875				オペレータ又は点検責任者は、作業開始前には点検を行い、その結果を記録していること、また、事故及び修理もあわせて記録していること	安衛法20(1)		安衛則151(75)			
876			不整地運搬車							
877				最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれ運転を行っていること	安衛法59(3)		安衛則36			
878				あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行していないこと、また、あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行っていること	安衛法20(1)、26		安衛則151(50)、151(51)			
879				不整地運搬車については、特定自主検査を2年以内ごとに1回、定められた事項について検査していること	安衛法45(1)		安衛則151(53)、151(54)			
880				最大積載量5t以上の不整地運搬車に荷を積む作業を行うときは、床面と荷台の上の荷の上面との間と安全に昇降するための設備を設けていること	安衛法20(1)、26		安衛則151(45)			
881			コンベア							
882				コンベアへの巻きまれ、接触等には必要に応じた立入禁止措置を講じていること	安衛法20(1)		安衛則151(78)、151(79)			
883				荷運搬専用のコンベアに人を乗せていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則151(81)			
884				コンベアそれぞれについて、始業点検表を作成し、始業時の点検を行っていること	安衛法20(1)		安衛則151(82)			
885			索道及びケーブルクレーン							
886				組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行っていること。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、作業員に周知させていること	安衛法20(1)		ク則33			
887				組立、解体の作業箇所付近は、関係者以外立入禁止としていること。また、見やすい箇所に立入禁止の表示をしていること	安衛法20(1)		ク則33			
888				部材、ワイヤロープ、付属品は損傷、磨耗、変形、腐食等のないものを使用していること	安衛法20(1)		ク則33			
889				巻上装置、走行装置、横行装置には過巻防止装置を取付けていること	安衛法20(1)		ク則17、18、19			
890				運転は、定格荷重が5t以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得した者、5t未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教育を受けた者がそれぞれ行っていること	安衛法59(3)、61(1)		ク則21、22			
891				強風、大雨、大雪等の悪天候時の運転休止基準を作成しそれに従っていること	安衛法20(1)		ク則31			
892				オペレータは、荷を吊った状態等の危険な状態が所定の位置を離れていないこと	安衛法26		ク則32			
893				信号、合図はケーブルクレーン標準合図で確実にを行い、オペレータは信号、合図を確認しながら運転を行っていること	安衛法21(1)、26		ク則25			
894				点検、検査、修理その他やむを得ない事由による場合を除き、トロリやバケットには人を乗せていないこと	安衛法20(1)		ク則26			
895				定格荷重を超える荷重をかけて使用していないこと	安衛法20(1)、103(1)		ク則23			
896				それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行っていること	安衛法20(1)		ク則36			
897				1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し、また1年に1回荷重試験を行い、各々の記録を3年間保存していること	安衛法20(1)、45(1)、103(1)		ク則34、35、38			
898				瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は震度4以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存していること	安衛法20(1)、45(1)、103(1)		ク則37、38			
899				吊り上げ荷重が3t以上のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長に設置届を提出し、設置後に落成検査を受けること。また、その後2年毎に性能検査を受けていること	安衛法38(3)、41(2)、88(1)		ク則5、6、40、43			
900				吊り上げ荷重が3t未満のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長にクレーン設置報告書を提出していること	安衛法100(1)		ク則11			
901			【地下埋設物】							
902			事前確認							
903				埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により、確認したこと				公災36		
904				掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の連絡先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定したこと				公災35		
905				試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置(平面・深さ)や周辺地質の状況等の情報を道路管理者及び埋設物の管理者に報告していること				公災36		
906				工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立会を求め埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に措置していること				公災36		
907			現場管理							
908				掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻し・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理されていること	安衛法29の2					
909			露出埋設物の保安							
910				埋設物に近接して土木工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定しているか。また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者等に確実に伝達すること				公災44(1)		
911				露出した埋設物がすでに破損していた場合においては、施工者は、直ちに発注者及びその埋設物の管理者に連絡し、修理等の措置を求めるとともに、				公災44(2)		
912				露出した埋設物が埋戻した後に破損するおそれのある場合には、発注者及び埋設物の管理者と協議の上、適切な措置を行うことを求め、工事終了後の事故防止について十分注意すること				公災44(3)		
913				点検等の措置を行う場合において、埋設物の位置が掘削床付け面より高い等通常の作業位置からの点検等が困難な場合には、あらかじめ発注者及びその埋設物管理者と協議の上、点検等のための通路を設置したこと。ただし、作業のための通路が点検のための通路として十分利用可能な場合にはこの限りではない				公災44(4)		
914			近接位置の掘削							
915				埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設、掘削後の埋戻し方法等について、発注者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じたこと				公災45		
916			火気							
917				可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用していないこと。ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない				公災46		
918			【架空線等上空施設】						土木工事安全施工技術指針	
919			【建設機械】							
920			作業計画・作業管理							
921				作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図っていること	安衛法20(1)		安衛則155			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
922				路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無、人との同時作業の有無等を事前に把握し、誘導員、監視員の配置及び立入禁止箇所の特定措置を明らかにしていること	安衛法20(1)		安衛則157			
923				作業内容により、やむを得ず、人と建設機械との共同作業となる場合には、必ず誘導員を指名して配置していること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死角についても周知を図っていること	安衛法20(1)、26		安衛則158			
924				作業前点検						
925				点検表に基づき各部を点検し、異常があれば整備が完了するまで使用していないこと	安衛法20(1)		安衛則170			
926				機械類の点検						
927				機械類の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録していること				公災39(1)		
928				持ち込み建設機械を使用する場合は、公衆災害防止の観点から、必要な点検整備がなされた建設機械であることを確認していること				公災39(1)		
929				建設機械の運転等が、法に定められた資格を有し、かつ、指名を受けた者により、定められた手順に従って行われているかどうかについて、作業場等の巡視を行なっていること				公災39(1)		
930				運転終了後及び機械を離れる場合						
931				建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め、バケット等を地面まで降ろし、思わぬ動きを防止する措置を講じているか、やむを得ず、坂道に停止するときは、足回りに歯止め等を確実にしていること	安衛法20(1)、26		安衛則160			
932				用途外使用の制限						
933				原則として、建設機械は、用途以外に使用していないこと	安衛法20(1)		安衛則164			
934				パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いているか確認したうえで行っていること	安衛法20(1)		安衛則164			
935				パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、吊り荷等が落下しないか確認したうえで行っていること	安衛法20(1)		安衛則164			
936				パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、作業装置からはずれないか確認したうえで行っていること	安衛法20(1)		安衛則164			
937				建設機械の適切な選定と運用						
938				建設機械を使用するに当たり、定められた用途以外に使用していないこと。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用していないこと					公災34(1)	
939				安全装置						
940				建設機械の安全装置が十分に機能を発揮できるように、常に点検及び整備をしておくとともに、安全装置が有効に機能する状態で建設機械を使用していること					公災39(2)	
941				使用取扱環境						
942				接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じていること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置していること	安衛法20、24					
943				ブーム等は少なくとも電線から次の離隔距離をとっていること。特別高圧：2m以上（但し6万V以上、1万V又はその端数を増すごとに20cm増し）、高圧：1.2m以上、低圧：1.0m以上	安衛法20(3)		安衛則349		労働省通達基発759号（S50.12.17）	
944				機械類の使用及び移動						
945				建設機械を動作する範囲を、原則として作業場内としていること。やむを得ず作業場外で使用する場合、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じていること					公災34(2)	
946				建設機械を使用する場合には、作業範囲、作業条件を十分考慮のうえ、建設機械が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じているか、特に、高い支柱等のある建設機械は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用できる環境を整えるとともに、作業の開始前後及び作業中において傾斜計測するなど、必要な措置を講じていること					公災34(3)	
947				建設機械の移動及び作業時には、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させていること					公災34(4)	
948				公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れを防止していること					公災34(4)	
949				架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合には、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達していること					公災36(1)	
950				特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用にも努めていること					公災36(2)	
951				点検・修理作業時の安全確保						
952				アタッチメント等の作業装置は必ず地上に卸しているか、やむを得ずブレード、バケット等を上げ、その下で点検・整備作業を行う場合には、支柱又はブロックで支持するなどの降下防止策を講じていること	安衛法20(1)、26		安衛則151(9)			
953				修理作業を行うときは、機械の機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って機械が動作又は移動しないような措置を講じていること	安衛法20(1)、26		安衛則151(11)			
954				オペレータの指導						
955				新規入場のオペレータには、安全教育を実施し、各現場の状況、特徴、留意点を詳しく指導しているか、また、定期的に安全教育を実施していること	安衛法59(3)		安衛則36			
956				機械・工具・ロープ類の点検・整備						
957				機械の管理責任者を選任していること	安衛法45					
958				必要に応じて始業、終業、日常点検、月別点検、年次点検、特定自主検査の検査、点検をオペレータ又は点検責任者が確実に実施していること	安衛法45					
959				鋼索（ワイヤロープ）が、一よりの間で素線数の10%以上の素線が断線した状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行っていること	安衛法20(1)		安衛則217			
960				鋼索（ワイヤロープ）が、直径の減少が公称径の7%を越えた状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行っていること	安衛法20(1)		安衛則217			
961				鋼索（ワイヤロープ）が、キンク、著しい形くずれ又は腐食の認められる状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行っていること	安衛法20(1)		安衛則217			
962				建設機械の積み込み、積卸し						
963				大型の建設機械をトレーラ又はトラック等に積載して移送する場合は、登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用していること	安衛法20(1)		安衛則161			
964				アタッチメント等作業装置の装着及び取りはずし作業						
965				アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取りはずしを行っていること	安衛法20(1)、26		安衛則166			
966				重量のある作業装置の装着及び取りはずしにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払っていること	安衛法20(1)、26		安衛則166			
967				車両系機械作業管理						
968				機械の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に標示していること	安衛法14		安衛則18			
969				機械の運転は、定められた信号、合図によって確実にしていること	安衛法20(1)、26		安衛則189			
970				機械の移動にあたって、近くに高圧電線がある場合には、各関係先と打合せのうえ、ゴムシールドを取り付ける等の防護を行っていること	安衛法20(3)		安衛則349			
971				防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めているか、また、タワー等は電線から十分な離隔をとっていること	安衛法61		安衛則29(2)、349、634(2)			
972				掘削土搬出用施設						
973				道路上又は道路に近接して掘削土搬出用の施設を設ける場合には、その垂直投影面は、原則として、作業場内となっていること					公災35(1)	
974				掘削土搬出用施設にステージがある場合には当該ステージを、厚さが3センチメートル以上の板又はこれと同等以上の強度を有する材料ですき間のないように張り、また作業場の周囲から水平距離1.5メートル以内にあるステージについては、その周辺をステージの床から高さ1.2メートル以上のところまで囲われていること					公災35(2)	
975				掘削土搬出用施設が家屋に近接してある場合には、その家屋に面する部分を、塵埃及び騒音の防止等のため、遮へいされていること					公災35(3)	
976				ブルドーザー						
977				作業開始前に点検は行なわれていること	安衛法20(1)、26		安衛則167-171			
978				危険な場所での移動・作業には誘導者を付けていること	安衛法20(1)、26		安衛則157、158			
979				作業者を機械の周囲に立ち入らせていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則158			
980				機械設置場所（構台、地盤）の強度は良いか、水平になっているか、法肩に近づき過ぎていないこと	安衛法20(1)		安衛則157			
981				落下物の危険のある場所ではヘッドガードが装着されていること	安衛法20(1)		安衛則153			
982				エンジンをかけたまま運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則160			
983				ショベルドーザー						
984				作業開始前に点検は行なわれていること	安衛法20(1)、45(1)(2)		安衛則167-171			
985				法肩の不安定な場所や共同作業時等には誘導者を配置していること	安衛法20(1)、26		安衛則157、158			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
986				落石の恐れがある場所ではヘッドガードが装着されていること	安衛法20(1)		安衛則153			
987				エンジンをかけたまま運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則160			
988			バックホウ							
989				作業開始前に点検は行なわれていること	安衛法20(1)、45(1)(2)		安衛則167-171			
990				旋回する周囲に障害物はないか(他の作業者の立入等)こと	安衛法20(1)、26		安衛則158			
991				立入禁止の措置は良いか、また誘導者はいること	安衛法20(1)、26		安衛則158			
992				エンジンをかけたまま運転席を離れていないか、バケットを地上に下ろした状態で停止していること	安衛法20(1)、26		安衛則160			
993				機械設置場所(構台、地盤)の強度は良いか、水平になっているか、法肩に近づき過ぎていること	安衛法20(1)		安衛則157			
994				主たる用途(掘削等)以外の作業をしていないこと	安衛法20(1)		安衛則164			
995			クラムシェル(場所打掘削機)							
996				作業開始前に点検は行なわれていること	安衛法20(1)、45(1)(2)		安衛則167-171			
997				機体(バケット)旋回範囲内に作業員が入っていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則158			
998				エンジンをかけたまま運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則160			
999				合図者を配置し、決められた合図をしていること	安衛法20(1)、26		安衛則158、159			
1000			ダンプトラック(土砂等運搬用)							
1001				作業開始前に点検は行なわれていること	安衛法20(1)、45(1)(2)		安衛則167-171			
1002				作業所内は誘導員の合図に従い安全走行をしていること	安衛法20(1)、26		安衛則159			
1003				エンジンをかけたまま運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則160			
1004			ベルトコンベア							
1005				モーターブリーに異常音はないこと	安衛法20(1)		安衛則151(82)			
1006				各ローラーの回転は良いこと	安衛法20(1)		安衛則151(82)			
1007				非常停止装置の作動は良いこと	安衛法20(1)		安衛則151(78)、(82)			
1008				ベルトカバーローラー等に巻き込まれないよう防止装置は良いこと	安衛法20(1)		安衛則151(78)、(82)			
1009			ブレーカー(削岩機)							
1010				研り箇所は散水等により粉塵の飛散・吸引防止をしていること(防塵マスク、ゴーグル等の使用)	安衛法22(1)、26		粉じん則27			
1011			水中ポンプ							
1012				水中ポンプのキャブタイヤに損傷はないこと、補修箇所はテープが確実に巻かれていること	安衛法20(3)		安衛則336			
1013			発電機							
1014				発電機に感電防止用漏電しゃ断装置は接続されていること(150V以上)	安衛法20(3)		安衛則333			
1015			賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合							
1016				賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には、機械性能等の関係者等への周知、運転者と関係作業員との意志疎通の確保に努めていること	安衛法33(1)(2)(3)		安衛則666-668			
1017			休止							
1018				可動式の建設機械を休止させておく場合においては、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者が当然行うべき措置を講じていること				公災38		
1019				ブームを有する建設機械については、そのブームを最も安定した位置に固定するとともに、そのブームに自重以外の荷重がかからないようにしていること				公災38		
1020				ウインチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに適度の張りをとらせていること				公災38		
1021				ブルドーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台の上に定着させていること				公災38		
1022				車輪又は履帯を有する建設機械については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めていること				公災38		
1023			その他							
1024				工事用車両の車止め設置は徹底されていること	安衛法20(1)、26		安衛則151(11)			
1025				建設機械の取扱責任者は明示されていること				公災94		
1026				特定自主検査証の明示はされていること	安衛法45(1)(2)		安衛則169(2)			
1027				建設機械の持込受理証は明示されていること	安衛法45(1)(2)		安衛則167-169(2)			
1028			【クレーン作業】							
1029			クレーン作業管理							
1030				クレーンを使用する作業について、作業計画が十分に検討され安全に配慮されていること	安衛法20(1)、24		ク則66(2)			
1031				クレーン入場時、各種検査証や運転者の資格証等を確認したこと	安衛法40(1)		ク則63			
1032				クレーン運転者は作業関係者と作業方法、手順、合図等を打合せされていること	安衛法20(1)、24		ク則66(2)			
1033				クレーン作業着事前に機械、工具、玉掛用具等の点検を実施したこと	安衛法20(1)、45(1)、103(1)		ク則33、76-80			
1034				クレーンの能力、吊り上げ荷重等の確認をしたか(定格荷重以下)こと	安衛法20(1)		ク則70(2)			
1035				クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し、作業員全員に周知徹底していること	安衛法20(1)		ク則24(2)			
1036			クレーン全般							
1037				クレーンの巻過防止装置及びフックの外れ止めに異常はないこと	安衛法20(1)		ク則65			
1038				クレーンの吊荷は定格重量を超えていないか、玉掛方法は適切こと	安衛法20(1)		ク則69			
1039				クレーン作業時は合図者を指名し、決められた合図により作業していること	安衛法20(1)、26		ク則71			
1040				クレーン等による吊り込み作業時には吊荷の下に人を立入らせていないこと	安衛法20(1)		ク則74-74(2)			
1041				クレーン運転者の資格保有は確認していること(吊上荷重による資格区分に適合しているか)こと	安衛法61(1)		ク則68			
1042				クレーンの過負荷防止装置を正しくセットしていること(モーメントリミッターの作動確認)こと	安衛法20(1)		ク則69、70(4)			
1043				クレーンのアウトリガーは確実にセットしていること(地盤の補強・敷鉄板等)こと	安衛法20(1)		ク則70(3)、(4)			
1044				クレーンの据付位置が適切なこと、チェックシート・緑旗掲示は良いこと	安衛法20(1)		ク則70(4)(5)			
1045				クレーン作業中、ヤード内への立入禁止措置は適切に実施されていること	安衛法20(1)		ク則74-74(2)			
1046				3.0t以上:設置届、落成検査及び検査証の備え付けがされていること	安衛法20(1)、38(3)、41(1)		ク則6、7、8、10、16			
1047				0.5t以上3.0t未満:設置報告書が所轄労働基準監督署長に提出されていること	安衛法100(1)		ク則11			
1048				警報装置の機能は正常に作動すること	安衛法20(1)		ク則19			
1049				安全弁の調整は良いこと	安衛法20(1)		ク則20			
1050			玉掛作業							
1051				吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し、ワイヤロープにうねり、くせ、ねじりがあるものは、取り替えるか又は直してから使用していること	安衛法20(1)		ク則215、220			
1052				玉掛作業は、吊り上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの場合には、技能講習を終了した者が、1t未満の移動式クレーンの場合には特別教育を修了した者がそれぞれ行っていること	安衛法59(3)、61(1)		ク則221、222			
1053			玉掛用具							
1054				玉掛用ワイヤロープは、1よりの間で素線数の10%以上の素線が切断していないこと	安衛法20(1)		ク則215			
1055				玉掛用ワイヤロープの直径の減少が公称径の7%を超えていないこと	安衛法20(1)		ク則215			
1056				玉掛用ワイヤロープはキンクしたワイヤロープを用いていないこと	安衛法20(1)		ク則215			
1057				玉掛用ワイヤロープが著しく形くずれや腐食していないこと	安衛法20(1)		ク則215			
1058				玉掛用ワイヤロープは、摩擦部分の素線が切断し損傷しているものはないこと	安衛法20(1)		ク則215			
1059				シャックル、クリップ等に変形や亀裂はないこと	安衛法20(1)		ク則217			
1060				ワイヤロープの点検色は正しいか、定期的に点検済み表示すること	安衛法20(1)		ク則215、220			
1061			ベルトスリング							
1062				ベルトスリングに摩耗、傷、縫糸の切断等、損傷はないこと	安衛法20(1)		ク則218			
1063				ベルトスリング付き金具に変形、傷、亀裂はないこと	安衛法20(1)		ク則220			
1064				ベルトスリングは、極端にねじったり、結んだ状態で使用していないこと	安衛法20(1)		ク則220			
1065				ベルトスリングの点検色は正しいか、定期的に点検済み表示すること	安衛法20(1)		ク則215、220			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1066			移動式クレーン							
1067			移動式クレーンを設置する地盤の状態を確認していること	安衛法20(1)		ク則70(3)				
1068			移動式クレーンを設置する地盤の支持力が不足する場合は、移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良、鉄板等により吊り荷重に相当する地盤反力が確保されていること	安衛法20(1)		ク則70(3)				
1069			移動式クレーンの機体は水平に設置し、アウトリガーは作業荷重に応じて完全に張り出されていること	安衛法20(1)		ク則70(4)				
1070			荷重表で吊り上げ能力を確認し、吊り上げ荷重や旋回範囲の制限を厳守されていること	安衛法20(1)		ク則69				
1071			作業前には必ず点検を行い、無負荷で安全装置・警報装置・ブレーキ等の機能の状態が確認されていること	安衛法20(1)		ク則78				
1072			合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行われていること	安衛法20(1)、26		ク則71				
1073			合図者は、吊り荷がよく見え、オペレーターからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図が行われているか、やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法が講じられていること	安衛法20(1)、26		ク則71				
1074			運転は、吊り上げ荷重が1t未満の移動式クレーン；特別教育、技能講習の修了者、免許取得者の資格を有するものが行われていること	安衛法59(3)、61(1)		ク則67、68				
1075			運転は、吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーン；技能講習の修了者、免許取得者の資格を有するものが行われていること	安衛法59(3)、61(1)		ク則67、68				
1076			運転は、吊り上げ荷重が5t以上の移動式クレーン；免許取得者の資格を有するものが行われていること	安衛法59(3)、61(1)		ク則67、68				
1077			吊り荷、フック、玉掛け用具等吊り具を含む全体重量が定格吊り上げ荷重以内であることを確認していること	安衛法20(1)		ク則69				
1078			旋回を行う場合は、旋回範囲内に人や障害物のないことを確認されていること	安衛法20(1)		ク則74				
1079			オペレーターは、荷を吊り上げたまま運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		ク則75				
1080			3、0t以上：設置報告書、検査証の備え付けがされていること	安衛法39(1)、40(1)、100(1)		ク則59、61、63				
1081			巻過防止装置の調整は良いこと	安衛法20(1)		ク則65				
1082			警報装置の機能は正常に作動すること	安衛法20(1)		ク則26				
1083			外れ止め装置を使用していること	安衛法20(1)		ク則66(3)				
1084			安全弁の調整は良いこと	安衛法20(1)		ク則66				
1085			過負荷防止装置の装備は良いこと	安衛法31(3)①		移ク構27				
1086			ジブの傾斜角範囲内で使用していること	安衛法20(1)		ク則70				
1087			傾斜角指示装置の装備は良いこと	安衛法31(3)①		移ク構31				
1088			【仮設一般事項】							
1089			機械設備							
1090			機械の据付、組立、解体は作業指揮者の指揮のもとに行っていること	安衛法45、20(1)、26		ク則33、118、191				
1091			歯車、ベルト、チェーン、フライホイール等、接触による危険があるものには覆いや柵を設けていること	安衛法20(1)		安衛則101				
1092			機械の設置場所は、照明を十分にしていること	安衛法20(1)		ク則17、24(2)、64、70(2)、104、181				
1093			運転作業							
1094			機械の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に標示していること	安衛法14		安衛則18				
1095			定められた合図や信号は作業員に周知し、確実に守らせていること	安衛法26						
1096			グラインダーの砥石車は定められた大きさのものを使い、取扱前にはキズの有無を点検していること	安衛法20(1)		安衛則118				
1097			グラインダー作業中は、必ず保護眼鏡を使用し、必要に応じて防じんマスクを使用していること	安衛法21(2)		安衛則538				
1098			【足場・作業構台】							
1099			取付け部							
1100			覆工部と道路部とが接する取付け部については、アスファルト・コンクリート等でそのすき間を充填したこと。また覆工部の端部は路面の維持を十分行ったこと					公災26(3)		
1101			小部分の短期間工事							
1102			布張り、つば掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削する場合には、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行ったこと。なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、滑止めのついた鉄板を用いることとし、鉄板のすりつけに留意するとともに、鉄板の移動が生じないようにしたこと					公災26(4)		
1103			滑止め							
1104			覆工板に鋼製のものを使用する場合には、滑止めのついたものとしていること					公災26(2)		
1105			覆工板の取付け							
1106			覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないように、各覆工板の間にすき間を生じないようにしたこと					公災26(3)		
1107			覆工部の出入口							
1108			覆工部の出入口を道路敷地内に設ける場合には、原則として作業場内に設けることとし、やむを得ず作業場外に設ける場合には、歩行者等に迷惑を及ぼさない場所に設けていること。また、地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の堅固な囲いをし、確認し得るよう彩色、照明を施していること。また、出入口の扉は、出入時以外は常に閉鎖していること					公災56		
1109			資器材等の搬入							
1110			資器材等の搬入等に当たり、覆工板の一部をはずす場合には、必ずその周囲に移動さく等を設けるとともに、専任の交通誘導警備員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間にあつては照明を施していること。また、資器材等の搬入等の作業が終了したときは、速やかに覆工板を復元していること					公災57		
1111			維持管理							
1112			覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意していること 一 覆工板の摩耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること 二 滑止め加工のはく離、滑止め突起の摩滅等による機能低下のないよう維持点検すること 三 覆工板のはね上がりやゆるみによる騒音の発生、冬季の凍結及び振動による移動についても維持点検すること 四 覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用意しておくこと					公災58		
1113			その他、作業床							
1114			構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつこれを足場の見やすい箇所に表示していること	安衛法20(1)		安衛則562				
1115			作業床からの飛来、落下が予測される場合、巾木の設置は適切であること	安衛法21(2)		安衛則537				
1116			床材と建地との隙間は12cm未満であること	安衛法20(1)、26		安衛則563				
1117			作業床への手摺高さ85cm以上で丈夫な構造であること	安衛法21(2)		安衛則518				
1118			作業床の足場板の突出部の長さは10cm以上で、足場長さの1/18以下であること	安衛法20(1)、26		安衛則563				
1119			作業床の足場板は3点支持又は両端を支持物に緊結されていること	安衛法20(1)、26		安衛則563				
1120			作業床に載荷する資材等は許容荷重以下であること	安衛法20(1)		安衛則575(4)				
1121			高さ2m以上の箇所での作業及びスレート・床板等の屋根の上での作業においては作業床を設置していること	安衛法21(2)		安衛則518、524				
1122			足場組立・解体作業							
1123			足場の組立て、解体又は変更作業の作業員は特別教育を受けていること（H29.6.30までは経過措置あり）	安衛法59(3)		安衛則36				
1124			足場の組立、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業員に周知していること	安衛法20(1)、26		安衛則564(1)				
1125			足場の作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入禁止措置を講じていること	安衛法20(1)、26		安衛則564(2)				
1126			足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の作業床を設けていること	安衛法20(1)、26		安衛則564-4(イ)				
1127			墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、墜落制止用器具を使用していること（作業員は使用義務）	安衛法20(1)、26		安衛則564-4(ロ)				

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1128				架空電路に接近して足場を設けるときは、電路の移設又は電路に絶縁防護具を装着していること	安衛法20(1)(3)		安衛則349、570			
1129				材料、器具、工具等の上げ下ろし時には、吊り綱、吊り袋を使用していること	安衛法20(1)、26		安衛則564(5)			
1130				高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外が運転していないこと	安衛法59(3)		安衛則36			
1131				足場組立・解体作業に係る有資格(技能講習)の確認は良いこと(高さ5m以上の組立、解体、玉掛等)	安衛法14		安衛則565、566			
1132				最大積載荷重を定め、作業員に周知していること	安衛法20(1)		安衛則562			
1133				足場の組立て、一部解体若しくは変更後において、それぞれにおける作業開始前点検を元請が行っていること	安衛法31(1)、103(1)		安衛則655			
1134			足場上の作業							
1135				足場上に不要材が置かれていないか、また整理整頓は良いこと	安衛法23		安衛則540			
1136				足場上に不安定な足場板を放置していないこと(作業床は結束)	安衛法21(2)		安衛則537			
1137				足場板を設置する際、途中で止めていないこと(足場板設置途中の開口部存置、未固定に留意)	安衛法21(2)		安衛則518			
1138				足場の用途外使用を行っていないこと	安衛法20(1)		安衛則164			
1139			その他							
1140				特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つため、見やすい箇所に標識等を設けていること	安衛法20(3)		安衛則349			
1141				作業場に通じる場所及び作業場内には、作業員が使用するための安全な通路を設けていること	安衛法23		安衛則540			
1142				危険物、爆発性・発火性のものを取扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階(直接地上に通じる出入口のある階をいう。)には2箇所以上の出入口を設けていること。また、出入口の戸は、引戸又は外開戸となっていること	安衛法23		安衛則546			
1143				通路上に鉄筋等の突出物はないこと	安衛法23		安衛則544			
1144				墜落・落下の恐れがある構造物・掘削等がないこと	安衛法21(1)		安衛則356			
1145				手摺、継手ボルト等の防護処理(防護カバー等の設置)	安衛法20(1)		安衛則575(2)			
1146				開口部は敷鉄板や合板等により塞ぎ、確実に防護されていること(隙間等も)	安衛法23		安衛則540			
1147				直通階段又は傾斜路のうちの一つは、屋外に設けていること。ただし、すべり台・避難用はしこ・タラップ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない	安衛法23		安衛則547			
1148				危険な作業場には、非常時の場合のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器・手動式サイレン等の警報用器具を備えていること	安衛法23		安衛則548			
1149			【高所作業】							
1150			仮囲い							
1151				地上4メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合においては、工事期間中作業場の周囲にその地盤面(その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業場周辺の地盤面)から高さが1.8メートル以上の仮囲いを設けていること。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止上支障がない場合においてはこの限りでない				公災29(1)		
1152				仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金網等透視し得るものを用いた仮囲いにしていないこと				公災29(2)		
1153				高架線、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、(落下物に対する防護)の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護施設を設けていること				公災29(3)		
1154			材料の集積等							
1155				高所作業において必要な材料等については、原則として、地面上に集積しているか。ただし、やむを得ず既設の構造物等の上に集積する場合においては、置場を設置していること				公災30		
1156				既設の構造物等の上に集積する場合においては、既設構造物の端から原則として2メートル以内のところに集積していないこと				公災30		
1157				既設の構造物等の上に集積する場合においては、既設構造物が許容する荷重を超えた材料等を集積していないか、また、床面からの積み高さは2メートル未満としていること				公災30		
1158				既設の構造物等の上に集積する場合においては、材料等は安定した状態で置き、長もの立て掛け等は行っていないこと				公災30		
1159				風等で動かされる可能性のある型枠等は、既設構造物の堅固な部分に縛りつける等の措置を講じていること				公災30		
1160				転がるおそれのあるものは、まとめて縛る等の措置を講じていること				公災30		
1161				ボルト、ナット等細かい材料は、必ず袋等に入れて集積していること				公災30		
1162			落下物に対する防護							
1163				地上4メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、道路管理者へ安全対策を協議するとともに、作業する場所の周囲その他危害防止上必要な部分を落下の可能性のある資材等に対し、十分な強度を有する板材等をもって覆っているか、さらに、資材の搬出入など落下の危険を伴う場合においては、原則、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置をとっていること				公災31		
1164				地上4メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じるおそれがあるときは、必要な施設を設けていること				公災31		
1165			道路の上方空間の安全確保							
1166				落下物による危険を防止する施設を道路の上空に設ける場合においては、地上から「道路構造令(昭和45年政令第320号)」第12条に定める高さを確保しているか。これによりがたい場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受け、その指示によって必要な標識等を掲げていること。また、当該標識等を夜間も引き続き設置しておく場合は通行車両から視認できるよう適切な照明等を施していること				公災32(1) 公災32(2)		
1167				歩道及び自転車道上に設ける工作物については、路面からの高さ2.5メートル以上を確保し、雨水や工事用の油類、塵埃等の落下を防ぐ構造としていること				公災32(3)		
1168			道路の上空における橋梁架設等の作業							
1169				橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じていること				公災33		
1170			【土留工】							
1171			土留工を必要とする掘削							
1172				地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、土留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしていること				公災47(1)		
1173			土留工の構造							
1174				土留工の要否については、建築基準法における山留めの基準に準じるものとする。また、土留めを採用する場合には、日本建築学会「山留め設計指針」「山留め設計施工指針」、日本道路協会「道路土工 仮設構造物工指針」、土木学会「トンネル標準示方書」に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して設計及び施工を行わなければならないこと				公災47(1)		
1175				地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならないこと				公災47(2)		
1176			杭、鋼矢板等の打設工程							
1177				道路において杭、鋼矢板等を打設するためこれに先行する布掘りを行う場合には、その布掘りの工程の範囲は、杭、鋼矢板等の打設作業の工程の範囲において必要最小限にとどめ、打設後は速やかに埋め戻し、念入りに締め固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げたか。なお、杭、鋼矢板等の打設に際しては、周辺地域への環境対策についても配慮したか				公災50		
1178			土留工の管理							
1179				土留工を設置してある間は、常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結部のゆるみ、掘削底面からの湧水、盤ぶくれ等の早期発見に努力し、事故防止に努めたこと				公災51(1)		
1180				常時点検を行ったうえで、必要に応じて測定計器を使用して、土留工に作用する土圧、変位等を測定し、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録したこと。地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を発注者その他関係者に通知したこと				公災51(2)		
1181			杭、鋼矢板等の措置							
1182				杭、鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切又は不可能な場合においては、当該杭、鋼矢板等の上端は、打設場所の当該管理者と協議していること				公災59		

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1183				路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議していること				公災59		
1184				残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出していること				公災59		
1185			切りばり、腹おこしの措置							
1186			切りばり、腹おこし、グラウンドアンカー等の土留め用の支保工の撤去に当たっては、周辺の地盤をゆるめ、地盤沈下の原因とならないよう十分検討していること				公災60			
1187			支保工の解体は原則として、解体しようとする支保工部材の下端まで埋戻しが完了した後行っていること				公災60			
1188			残置物については、あらかじめ関係管理者と協議し、その記録を整備し関係管理者に提出していること				公災60			
1189			掘削箇所内の点検							
1190			必要に応じて埋設物管理者の立会を求め、掘削箇所内を十分点検し、不良埋設物の修理、埋設物支持の確認、水みちの制止等を十分に行われていること				公災61			
1191			一般部の埋戻し方法							
1192			道路敷における埋戻しに当たっては、道路管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、指定された土砂を用いて、規定の層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないようにしていること				公災62			
1193			道路敷以外における埋戻しに当たっては、当該土地の管理者の承諾を得て、良質の土砂を用い、規定の層ごとに十分締め固めを行われていること				公災63			
1194			杭、鋼矢板引抜き箇所の埋戻し方法							
1195			地盤沈下を引き起こさないよう、水締め等の方法により、十分注意して施工していること				公災63			
1196			民地家屋近接部、埋設物近接部など地盤沈下による影響が大きいと判断される場合には、関係管理者と協議を行い、貧配合モルタル注入等の地盤沈下防止措置を講じていること				公災63			
1197			埋設物周りの埋戻し方法							
1198			良質な砂等を用いて、十分締め固められていること				公災64			
1199			埋設物に偏圧や損傷等を与えないように施工されていること				公災64			
1200			埋設物が転換する等により、締め固めが十分できない場合には、エアモルタル充填等の措置を講じていること				公災64			
1201			構造物等の周囲の埋戻し方法							
1202			締め固め建設機械の使用が困難なときは、良質の砂等を用いて水締め等の方法により埋戻されていること				公災65			
1203			民地近接部、埋設物近接部など土留壁の変形による地盤沈下の影響が予想される場所については、貧配合モルタル注入、貧配合コンクリート打設等の措置を講じていること				公災65			
1204			【電気関係】							
1205			一般保守							
1206			架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で、工作物の建設等の作業を行う場合には、作業の前に通電を停止したうえで、絶縁用防具の装着を確認し、検電していること	安衛法20(3)、26			安衛則341-349 電技14、18			
1207			架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で、工作物の建設等の作業を行う場合には、定期的に絶縁抵抗、接地抵抗を測定し、安全を確認していること	安衛法20(3)、26			安衛則341-349 電技14、19			
1208			工事用電気設備は、電気設備の技術基準に基づいて設置、移設作業を行うこととし、その作業にあたっては、作業指揮者を定め、次の事項について定めているか ① 作業の方法、順序 ② 作業場所、位置、地盤の作業許容強度 ③ 作業用機器、車両の配置 ④ 装置類の仮置、転倒防ご	安衛法20(3)			安衛則350			
1209			通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認、検電を行い、仮吊、仮受、仮締め、仮控え等の措置をとっていること	安衛法20(3)、26			安衛則339、342、343、347			
1210			分電盤							
1211			アース線の接続不良はないこと	安衛法20(3)			安衛則333			
1212			漏電遮断器は正常に作動すること	安衛法20(3)			安衛則333			
1213			管理責任者は明記していること	電事法44に準拠						
1214			仮設照明							
1215			電気やソケットが破損したままになっていないこと	安衛法20(3)			安衛則330			
1216			手持ち型又は吊下げ型電灯にはガードが確実に取付けられていること	安衛法20(3)			安衛則330			
1217			配線で絶縁被覆の破損又は老朽化しているものはないこと	安衛法20(3)			安衛則336			
1218			キャブタイヤケーブルに劣化、亀裂、損傷等はないこと(平行ビニール線不可)	安衛法20(3)			安衛則336			
1219			配線を通路面で使用していないこと(使用する場合は養生が必要)	安衛法20(3)			安衛則338			
1220			その他							
1221			室外用ケーブルドラム(防水型)を使用していること	安衛法20(3)			安衛則329、336、337			
1222			ケーブル端末の感電、漏電対策は適切こと	安衛法20(3)			安衛則336			
1223			取扱責任者の明示はされていること	電事法44に準拠						
1224			プラグの感電防止対策はされていること	安衛法20(3)			安衛則329、336、337			
1225			ケーブル線の行き先は表示されていること	消防法17に準拠						
1226			ケーブル線の配線の位置は適切こと	安衛法20(3)			安衛則338			
1227			工具(丸のこ・切断機等)の安全性は確保されていること	安衛法20(1)			安衛則123、124			
1228			【鉄道近接施工】							
1229			事前協議							
1230			鉄道に近接して土木工事を施工する場合で、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ鉄道事業者と協議していること				公災(土)28			
1231			軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ鉄道事業者と協議して、工事中における軌道の保安方法につき、次の各号に掲げる事項について決定したこと 一 鉄道事業者に委託する工事の範囲 二 工事中における軌条、架線等の支持方法 三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法 四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法 五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等 六 相互の連絡責任者及び連絡方法 七 その他、軌道保安に関し必要な事項 八 前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置				公災40(1)			
1232			変更時の再協議							
1233			事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議していること				公災(土)30			
1234			保安体制の確立及び安全設備							
1235			事前協議によって定められた保安体制の確立及び有資格者の配置並びに安全設備(線路立入禁止柵、架空線防護工、落下物防護工等)等の設置を行っていること	安衛法14、19の2、20、59、61						
1236			保安教育							
1237			鉄道付近の土木工事従事者には、鉄道に関する建築限界、架空線、地下埋設物、列車運転状況、緊急時の措置等について、必要に応じて事前に適切な指導教育を行っていること	安衛法20、29、30			安衛則638			
1238			作業責任者							
1239			それぞれの作業毎の作業責任者を定め、その指揮のもとに作業を行っていること	安衛法14						
1240			地下埋設物、架空線							
1241			架空線に接触のおそれがある工事の施工にあたっては、架空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保していること	安衛法20(3)、26			安衛則342、345、347			
1242			工事用重機等の運転資格と管理							
1243			工事用重機及び工事用自動車は所定の資格を有する者に運転操縦及び誘導をさせ、事故防止上適切な管理を行っていること	安衛法61 安衛令20						
1244			緊急時の対応							
1245			万一事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は直ちに列車防護の手配をとるとともに速やかに関係箇所に連絡し、その指示を受けるようにしていること	安衛法25						
1246			仮設工事							
1247			線路に近接して現場事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設置を行う場合は堅固で安全なものとし、建築限界を侵していないこと。特に暴風雨、天災のおそれがある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強しているか。また、仮置等にあたっては、シート等が飛散しないよう留意していること	安衛法31						
1248			架空線等に接近して仮設作業をする場合は、架空線と取扱材料の必要な離隔を確保するための措置を講じていること	安衛法20(3)、26			安衛則342、345、347、349			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1249				線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、防網等を設け、落下物による事故防止を図っていること	安衛法21(2)		安衛則537			
1250				土木工事に関して軌条、停留場、安全地帯等の軌道施設等の仮移設等が必要となる場合においては、あらかじめ鉄道事業者、道路管理者及び所轄警察署長と協議したこと				公災40(2)		
1251			杭打ち工							
1252				地下埋設物に接近して杭を打ち込む場合は関係者の立会で作業を行っていること	安衛法20(1)		安衛則194			
1253			掘削							
1254				掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行っているか、また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行っていること	安衛法21(1)		安衛則355、363			
1255				掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施していること	安衛法21(1)		安衛則362	公災(土)39		
1256				掘削に伴って発生する周辺の地盤沈下の測定を行うこと。特にレール及びその周辺地盤の沈下の測定は所定の頻度で行い、鉄道事業者に報告しているか、また、特に地下水位が高い砂層又は軟弱地盤を掘削する場合は、ボーリング、ヒービング等の発生に注意する他、周辺地盤の沈下防止に努めていること	安衛法21(1)		安衛則358			
1257				工事用重機械を使用して掘削する場合は、線路方向へ旋回していないか、また、地下埋設物の付近では重機械を使用していないこと	安衛法21(1)		安衛則363			
1258			切土、盛土工事							
1259				線路に接近して切土又は盛土工事を行う場合は、土砂崩壊、落石等により列車又は鉄道施設等に危害のないよう適切な線路防護工を設置していること	安衛法21(1)		安衛則362			
1260			型わく工、鉄筋工、コンクリート工							
1261				架空線に近接した作業にあつては、架空線と安全な離隔を確保しているか、所定の離隔を侵すおそれがある場合は、架空線の防護工を設置していること	安衛法20(3)、26		安衛則342、345、347			
1262				コンクリートポンプ車のブーム及びホースが旋回時の振れ等により、架空線に触れたり、建築限界を侵さないようにしていること	安衛法20(1)		安衛則171(2)			
1263			【土工】							
1264			事前調査							
1265				あらかじめ地山の形状、地質等を調査していること	安衛法20(1)、21(1)		安衛則355、154			
1266			崩壊防止措置							
1267				掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正な勾配をつけていること	安衛法21(1)		安衛則361			
1268				埋設物は吊り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて必要な措置を講じていること	安衛法21(1)		安衛則362			
1269			落石等に対する危険予防措置							
1270				掘削により土石が落下するおそれがあるとき、その下方で作業していないこと	安衛法21(1)		安衛則361			
1271			人力掘削							
1272				掘削面の勾配は、土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下となっているか、また特に地山が悪い場合さらに緩やかな勾配となっていること	安衛法21(1)		安衛則356、357			
1273			機械掘削							
1274				高さ2.0m以上の掘削作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行っていること	安衛法14		安衛則359			
1275				掘削機械、トラック等は法定の資格を持ち指名された運転手のほかは運転していないこと	安衛法61(1)		安衛則41			
1276				作業範囲付近に立入禁止措置が講じられていること	安衛法20(1)、26		安衛則158			
1277				掘削機械、トラック等を後進させる時は、誘導員の指示のもと行っていること	安衛法20(1)、26		安衛則158			
1278				掘削機械に荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れることはないこと	安衛法20(1)、26		安衛則160			
1279				斜面や崩れやすい地盤上に機械を置いていないこと	安衛法20(1)		安衛則157			
1280				掘削機械等は安全能力以上の使い方及び用途以外の使用をしていないこと	安衛法20(1)		安衛則163、164			
1281				既設構造物等の近傍を掘削する場合は、転倒、崩壊に対する措置が講じられていること	安衛法21(1)		安衛則362			
1282				危険範囲内に人がいないかを常に確認しているか、また、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示していること	安衛法20(1)、26		安衛則158			
1283				軟弱な路肩、のり肩に接近して作業を行っていないこと	安衛法20(1)		安衛則157			
1284				落石等の危険がある場合、運転席にヘッドガードを付けていること	安衛法20(1)		安衛則153			
1285				高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路について、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通警備業務を行う場所ごとに1人以上配置していること	警備業法		警備員等の検定等に関する規則			
1286				夜間作業を行うときの、照明は十分であること	安衛法21(1)		安衛則367			
1287			盛土							
1288				降雨・融雪等により、のり面の崩壊が生じないよう措置を講じていること	安衛法21(2)		安衛則534			
1289			切土							
1290				浮き石等により危険が生じる恐れがある場合、落石防護ネット等により、必要な措置を講じていること	安衛法21(2)		安衛則537			
1291			発破掘削							
1292				火薬類取扱いについては、火薬類取扱保安責任者及び取扱副保安責任者又は取扱保安責任者を選任していること						
1293				発破作業は、必ず発破技士が実施していること	安衛法61(1)		安衛則41			
1294				発破の作業を行う時は、発破の業務に就くことが出来る者のうちから作業指揮者を選任していること	安衛法20(2)、26		安衛則320			
1295				発破作業員は腕章、保護帽の標示等により他の作業員と識別できるようにしていること	-		火取則51			
1296				火薬庫は、法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事(指定都市の区域内では当該指定都市を管轄する指定都市の長)の許可を受けて設置していること	安衛法12(1)-41(1)、火取法11、12		火取則13、20、21			
1297				規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事(指定都市の区域内では当該指定都市を管轄する指定都市の長)の認可を受け安全な場所に貯蔵していること	安衛法11(1)		火取則15、16、23-32			
1298				一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合は、火薬類の管理及び発破の準備(親ダイの作製、取扱作業を除く)をするため、火薬類取扱所を設けていること	-		火取則52			
1299				一時置場は流出のおそれがある場所に設けていないこと	-					
1300				発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装てん方法について、記録を残していること	-		火取則52			
1301				落雷の危険がある時は、発破作業を中止していること	-		火取則51			
1302				前回の発破の孔尻を利用してせん孔していないこと	-		火取則53			
1303				電気雷管を運搬するときは、電灯線・動力線その他漏電のおそれのあるものを事前に確認しているか、また、発破母線を敷設するときも、電線路から離れていること	-		火取則51、54			
1304				装てん作業については発破孔や岩盤の状況を検査していること、また、安全を確認してから適切な方法により装てんしていること	-		火取則53			
1305				発破を行うときは、あらかじめ定められた危険区域内の者を退避させ、見張員を配置してその区域内への立入りを禁止し、発破を知らせたうえで点火していること	安衛法20(2)、26		安衛則320、火取則53			
1306				点火位置は、爆破の程度に応じて隔離した安全な場所となっていること	安衛法20(2)、26		安衛則320、321、火取則54			
1307				発破器と母線との連結は、点火直前に行っていること	-		火取則53			
1308			【地下推進工】							
1309			施工環境と地盤条件の調査							
1310				土質並びに地下及び地下において隣接する施設並びに埋設物の諸施設を調査し、周辺の環境保全及び自然条件を考慮した設計となっていること				公災66(1)		
1311				地下掘削工事の施工に際し、計画線形に基づき、その施工場所の土質構成及び地上・地下における隣接構造物や埋設物の位置、規模等、工事にかかわる諸条件を正確に把握し、これらの施設や埋設物に損傷を与えないよう現場に最も適応した施工計画をたて、工事時の周辺環境及び自然条件を把握し、安全に施工するよう努めていること				公災66(2)		
1312			掘進中の観測							
1313				隣接施設等に変状をきたすことのないよう地盤変位等を定期的に測定・記録し、施工途中において異常が確認された場合においては、施工を中止し、必要に応じ適切な対策を講じた上で再開していること				公災68		
1314			【基礎工】							
1315			基礎工全般							
1316				杭打ち、杭抜き施工後は、杭穴への転落防止措置を確実に講じていること	安衛法21②		安衛則519			
1317				機械の据付け、組立て、移動及び解体にあつては、必ず作業指揮者の指示に従って行っていること	安衛法20(1)		安衛則190			
1318				吊り荷作業中作業を一時停止する場合は、歯止め等を確実にし、運転席を離れていないこと	安衛法20(1)、26		安衛則185、186			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1319			既製杭打機 (矢板打設)							
1320			キャップ取付用のワイヤに損傷はないこと		安衛法20(1)			安衛則192		
1321			起動装置の爪は確実に作動すること		安衛法20(1)			安衛則192		
1322			立入禁止の措置は良いこと		安衛法20(1)			安衛則187		
1323			場所杭打機							
1324			起状、巻上げ装置 (クラッチ、ブレーキ等) に異常はないこと		安衛法20(1)			安衛則190		
1325			接触による危険を防止するため、第三者の立入を禁止していること		安衛法20(1)			安衛則174		
1326			機械の設置場所、移動路の敷鉄板・地盤補強は良いこと		安衛法20(1)			安衛則173		
1327			機械は、安定した場所を選び、機械の安定を図るために必要に応じて敷鉄板、敷角又は軌条等を水平に敷設した上に据付けていること		安衛法20(1)			安衛則173		
1328			軟弱な地盤に据付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、敷板又は敷角等を使用し、滑動、転倒等の危険を排除をていること		安衛法20(1)			安衛則173		
1329			オールケーシング工法							
1330			機械をけん引又はジャッキで移動させるときは、指揮者の信号又は呼笛の合図のもとに作業をしていること		安衛法20(1)、26			安衛則189		
1331			ジャッキ、滑車等は常に整備し、ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用していること		安衛法20(1)			安衛則174、175		
1332			リバースサーキュレーションドリル工法							
1333			槽の組立て、解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の指揮の下に作業を行なっていること		安衛法20(1)			安衛則190		
1334			オープンケーソン基礎工事、深礎工法 共通							
1335			ガス検知機、酸素濃度測定器具その他の諸器機は、常時使用できるよう整備していること		安衛法22(1)			酸欠則4		
1336			有毒ガス等 (酸素欠乏空気を含む) の発生のおそれがある潜函又は深さ20mをこえる潜函等では、送気のための設備を設けていること		安衛法21(1)、22(1)			安衛則377 酸欠則5		
1337			入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定しているか、測定にあたっては指定された者 (酸欠危険作業については、作業主任者) が行っていること		安衛法14、65			酸欠則3、11		
1338			入坑中に有害ガス、酸素欠乏等の発生を認めるときは、直ちに坑外に退避していること		安衛法25			酸欠則14		
1339			【ニューマチックケーソン工】							
1340			事前調査							
1341			砂れき層等酸素欠乏空気発生のおそれのある地層を掘削する場合の圧気工法の圧気のかかる部分から周辺1km以内の範囲にある井戸、配管について、酸欠空気漏出の有無について調査していること		安衛法22(1)			酸欠則24		
1342			圧気作業							
1343			圧力0.1MPa以上の圧気を必要とする場合には、高圧室内作業主任者の免許を有する者を作業主任者に選任していること					安衛則14、高圧則10		
1344			高圧室作業に関する特別教育を、全作業員に行っていること					安衛則14、高圧則11		
1345			非常事態に対する対策を検討し、連絡方法、信号、合図等及び作業員の避難の方法をあらかじめ定めていること		安衛法25、30					
1346			0.1MPa以上の圧気工法による作業を行うときは、作業員の救護に関する器具等を備え付けていること		安衛法25(2)①	安衛令9の2		安衛則24(3)		
1347			救護に関し備え付けられた機械等の使用方法及び救急処置、安全な救護の方法等について訓練を行い、これを記録していること		安衛法25(2)①、103(1)			安衛則24(4)		
1348			作業員の救護に関し、次の事項を定めていること ① 救護に関する組織 ② 救護に関し必要な機械等の点検整備に関する事項 ③ 救護に関する訓練の実施に関する事項		安衛法25(2)①			安衛則24(5)		
1349			高圧室内において作業を行う作業員の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じていること		安衛法25(2)①			安衛則24(6)		
1350			工事責任者は作業員の救護に関し技術的事項を管理するものを選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に関し必要な措置をとらせていること		安衛法25(2)②			安衛則24(7)、24(8)、24(9)		
1351			高圧室作業員には、定期的に特殊健康診断を行い、不適当な者には作業をさせていないこと		安衛法66(2)、68			高圧則38、41		
1352			高圧室作業員の勤務表を作り、健康管理を行っていること		安衛法22(2)			高圧則15		
1353			作業員以外の者が圧気室に入ることを禁止しているか、特に入室の必要がある者については、その都度、高圧室内作業主任者が許可を与えていること		安衛法22(2)			高圧則13		
1354			加圧、減圧の速度は毎分0.08MPa以下としているか、また、減圧を停止する圧力および当該圧力下において減圧を停止する時間は厚生労働大臣が定める方法によっていること		安衛法22(2)、65(4)			高圧則14、18		
1355			連絡方法、信号、合図等を規定し、全作業員に周知させていること		安衛法22(2)			高圧則21		
1356			減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知していること		安衛法22(2)、23			高圧則20		
1357			再圧室は常時使用出来る状態であるか確認していること		安衛法22(2)、103(1)			高圧則44		
1358			作業主任者は携帯式の圧力計、懐中電灯、ガス測定器、非常信号用器具を携帯していること		安衛法22(2)			高圧則26		
1359			作業員に高圧下における可燃物の燃焼危険について周知していること		安衛法20(3)			高圧則25(2)		
1360			マッチ・ライター等、発火のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を表示していること		安衛法20(3)			高圧則25(2)		
1361			溶接、溶断等火気又はアークを使用する作業を行っていないこと		安衛法20(3)			高圧則25(2)		
1362			作業室の気積は、作業員1人について、4m ³ 以上確保できるように計画していること		安衛法22(2)			高圧則2		
1363			送気設備の故障、出水等、他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業員を潜函、圧気シールド等の外部へ退避させていること		安衛法22(2)、25			高圧則23		
1364			事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態、部材の変形等について点検し、安全を確認した後でなければ、内部を点検する者等を潜函、圧気シールド等に入れていないこと		安衛法22(2)、25			高圧則23		
1365			作業室内において発破を行ったときは、作業室内の空気が、発破前の状態に復するまで、高圧室内作業員を入室させていないこと		安衛法21(1)			高圧則25		
1366			仮設備							
1367			作業室及び気閉室への圧縮空気並びに冷却装置を通過した空気温度が異常に上昇した場合は、関係者にすみやかに知らせるための自動警報装置を設けていること		安衛法22(2)			高圧則7(2)		
1368			送気管、送排気弁、空気圧縮機、空気洗浄装置等は常に点検し、不備のないよう保管管理していること		安衛法22(2)、103(1)			高圧則22		
1369			気閉室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業員1人について、それぞれ0.3m ² 以上及び0.6m ³ 以上としていること		安衛法22(2)			高圧則3		
1370			圧力0.1MPa以上の気圧下に使用する気閉室には、自記記録圧力計を備えていること		安衛法22(2)、103(1)			高圧則20(2)		
1371			気閉室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閉室内の温度が10℃以下の場合には、適当な保温用具を設けること。また、気閉室内には椅子その他の休息用具を設けていること		安衛法22(2)、23			高圧則20		
1372			ホスピタルロック (再圧室) を用意し、常時使用できる状態にしていること		安衛法22(2)			高圧則42		
1373			有毒ガス及び酸素欠乏空気による事故を防止するため、換気は十分に行い、ガス、酸素の測定及びそれらへの対策として必要な措置を講じていること		安衛法22(1)			高圧則17		
1374			作業室および気こう室における酸素、窒素または炭酸ガスの分圧は、作業室内作業員の健康障害を防止するため、酸素は18kPa以上160kPa以下 (ただし、気こう室においても高圧室内作業員に減圧を行う場合にあっては、18kPa以上220kPa以下)、窒素は400kPa以下、炭酸ガスは0.5kPa以下となるように換気その他必要な措置を講じていること		安衛法22(2)			高圧則16		
1375			作業室及びロックと外部との連絡設備を必ず設けているか (独立した2系統の設備としているか)		安衛法22(2)			高圧則21		
1376			電球及び開閉器等は防爆構造のものを使用し、他の可燃物に対する着火源とならないようにしていること		安衛法20(3)			高圧則25(2)		
1377			施工中の調査及び管理							
1378			可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発又は火災を防止するため、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、毎日作業を開始する前に、当該可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録していること		安衛法21(1)			安衛則382(2)		
1379			高圧室内作業を行うときは、設備について定められた期間ごとに点検し、作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認められたときは、修理その他必要な措置を講じているか、また、修理その他必要な措置を講じたときは、その都度、その概要を記録して、これを3年間保存していること		安衛法22(2)、103(1)			高圧則22		
1380			圧気作業現場には、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しているか、また、測定を行ったときは、その都度記録して、これを3年間保存していること		安衛法65			酸欠則3		
1381			酸素欠乏空気の発生するおそれのある地層、又はこれに接近する箇所において圧気工法による作業を行うときは、当該作業により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸又は配管について、空気の漏出の有無、及びその空気中の酸素の濃度を定められた範囲で調査していること		安衛法22(1)			酸欠則24		
1382			ニューマチックケーソン基礎工事							

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1383				作業室及び気密室とケーソン外部との連絡には、必ず通話装置を含む2系統以上の連絡装置を設置していること	安衛法22(2)		高任則21			
1384				掘下げの深さが20mを超えるときは、作業を行う箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けていること	安衛法21(1)		安衛則377			
1385				停電、事故等の場合の退避については、常に方法、順序等を訓練していること	安衛法25					
1386				掘削はシャフトの中心より外側へ小刻みに掘り進み、刃口下方は50cm以上掘り下げていないこと	安衛法21(1)		高任則25(3)			
1387				減圧して潜函を沈下させる場合には、作業員を必ず外部へ退避させてから行っていること	安衛法21(1)		高任則24			
1388				作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気になってから入っていること	安衛法21(1)		高任則25			
1389				昇降設備、連絡設備、送気設備が故障しているとき、潜函内部へ多量の水が浸入するおそれのあるときは、潜函などの内部で掘削の作業を行っていないこと	安衛法21(1)		安衛則378			
1390				【コンクリート工】						
1391				荷重						
1392				本工事に必要な型枠支保工、足場等の仮設構造物の計画及び設計に当たっては、工事施工中それらのものに作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において生ずる種々の荷重に耐え得るものとなっているか、また、理論上は鉛直荷重のみが予想される場合にあっては、鉛直荷重の5パーセントの水平力に対して十分耐え得る仮設構造物となっているか、さらに、養生シート等を張る足場にあつては、特に風圧に対して十分検討を加え、安全な構造にして取り付けられているか				公災17		
1393				鉄筋工						
1394				高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていること	安衛法21(2)		安衛則518			
1395				型わく工						
1396				型わく支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造のものとし、組立図に従って組立てているか。なお、組立図は、部材の設計計算に基づき作成していること	安衛法20(1)		安衛則239、240			
1397				型わく支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとしていること	安衛法20(1)		安衛則242			
1398				材料は著しい損傷、変形又は腐食があるものを使っていないこと	安衛法20(1)		安衛則237			
1399				型わく支保工の組立・解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行っていること	安衛法14		安衛則247			
1400				強風、大雨等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止していること	安衛法20(1)		安衛則245			
1401				支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材及びパイプサポートには、それぞれ規格品又は規定のものを使用していること	安衛法20(1)		安衛則238			
1402				支柱の継手は突合せ又は差込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結していること	安衛法20(1)		安衛則239			
1403				鋼管支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定していること	安衛法20(1)		安衛則242			
1404				鋼柱支柱は、高さ4m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定していること	安衛法20(1)		安衛則242			
1405				パイプサポートは3本以上継いで用いていないか、また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は専用の金具を用いて継いでいること	安衛法20(1)		安衛則242			
1406				鋼管わくと鋼管わくとの間には、交差筋かいを設けていること	安衛法20(1)		安衛則242			
1407				鋼管わくの最上層及び5層以内ごとの箇所において、型わく支保工の側面並びにわく面の方向及び交差筋かい方向に、5わく以内ごとの箇所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止していること	安衛法20(1)		安衛則242			
1408				鋼管わくの最上層及び5層以内ごとの箇所において、型わく支保工のわく面の方向における両端及び5わく以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布わくを設けていること	安衛法20(1)		安衛則242			
1409				足場は作業に適したものを使用していること	安衛法20(1)		安衛則245			
1410				コンクリート全般						
1411				安全な作業通路を設け、照明は十分に行っていること	安衛法23		安衛則540、541			
1412				機械の注油、清掃等をする時は、必ず機械を止めてから行っていること	安衛法20(1)		安衛則107			
1413				バケットの下及びパンカー線内には作業員を入れていないこと	安衛法20(1)		ク則74(2)			
1414				コンクリートポンプ類を使用するときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取付、取りはずしは作業指揮者を選任し丁寧に行っていること	安衛法20(1)		安衛則171(2)			
1415				移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用漏電遮断装置を接続していること	安衛法20(3)		安衛則333			
1416				作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けていること	安衛法20(1)		安衛則151			
1417				ブーム車はアウトリガーを確実に設置し、つつ先との合図を明確にして、転倒やホースの横振れを防止していること	安衛法20(1)		安衛則171(2)			
1418				コンクリート打設の最後に水又はエアで管内のコンクリートを送る場合には、配管先端にボール受け管の吐け口を下に向けて(飛散に安全な方向に向けて)、チェーン等を用いて配管先端部を振れないように固定していること	安衛法20(1)		安衛則171(2)			
1419				作業前に足がかり、型わく支保工及び型わくを点検し、不備な箇所は作業前に補修しているか、また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じていること	安衛法20(1)		安衛則244			
1420				作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めおき、合図を確実にしていること	安衛法20(1)、26		安衛則159			
1421				高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、要求性能墜落制止用器具の使用、手摺の設置、防網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じていること	安衛法21(2)		安衛則518、519			
1422				コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じていること	安衛法20(1)		安衛則171(2)			
1423				コンクリートポンプ車の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転していないこと	安衛法59(3)		安衛則36			
1424				作業開始前に点検は行われていること	安衛法20(1)、45(1)(2)		安衛則167-171			
1425				パイプレーター						
1426				パイプレーター本体の絶縁は良いこと	安衛法20(3)		安衛則329			
1427				コンセントの差込み部の漏電はないこと(接地極付きプラグの使用)	安衛法20(3)		安衛則333			
1428				ビームスラブ						
1429				ビームへの荷の積載は最大載荷荷重を超えていないこと(集中荷重不可)	安衛法20(1)		安衛則562			
1430				ビーム上を歩行するときは足場板を敷くなど、作業床を作っていること	安衛法20(1)、26		安衛則563			
1431				梁下のサポートは所定の本数を確実に設置してからビームをセットしていること	安衛法20(1)		安衛則242			
1432				ビームスラブ及びその支持部への衝突防止措置は施されていること	安衛法20(1)		安衛則242			
1433				【PC上部工】						
1434				重量トロリー						
1435				レールには逸走防止の措置を講じていること	安衛法20(1)		安衛則204			
1436				軌条の据え付け						
1437				レールゲージは、適切なものを選定し、レールを支持するまくら木等は所定の間隔に配置していること	安衛法20(1)		安衛則197、200			
1438				軌道は、通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に据付けていること	安衛法20(1)		安衛則197、198、199			
1439				【鋼上部工】						
1440				施工計画						
1441				各作業は施工計画に基づいて実施し、計画が変更となる場合は、変更施工計画を作成した後にそれに基づいて作業を行っていること	安衛法21(1)		安衛則517(6)、517(7)			
1442				指揮・命令系統等の明確化						
1443				各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にしていること	安衛法21(1)		安衛則517(8)			
1444				近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をしていること	安衛法21(1)		安衛則517(9)			
1445				設備、部材置場の配置と保守						
1446				動力・照明・通信などの設備は計画に基づいて設け、常にその保守に努めていること	安衛法23		安衛則604、605			
1447				消火器等の整備						
1448				機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えているか。なお、消火設備は、予想される火災等の性状に適應するものこと	安衛法20(2)		安衛則289			
1449				危険物の保管						
1450				ガソリン・重油・油脂・塗料・合成樹脂など引火性のものは、種別毎に定められた数量のものを作業上安全な位置に格納していること	安衛法30(1)⑥、32(1)		安衛則641			
1451				ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔						
1452				ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイローブの内角側に入っていないこと	安衛法20(1)		ク則28			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1453				箱桁・鋼橋脚等の内部の換気						
1454				箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させていること	安衛法22(1)、26				有機則5、9、粉じん則27	
1455				送出し						
1456				橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置していること	安衛法20(1)				安衛則204	
1457				【トンネル工】						
1458				事前調査						
1459				複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めるため、山岳トンネル工事を行うにあたって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険等を防止するため、次の事項について、地表面の現地踏査、ボーリング、弾性波探査等適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記録していること。 ①岩、②地山の状態(岩質、水・地下水による影響、不連続面の間隔等)、③ボーリングコアの状態、④弾性波速度、⑤地山強度比、⑥可燃性ガス、有害ガス等の有無および状態	安衛法21(1)				安衛則379	
1460				施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認したこと	安衛法21(1)				安衛則379	
1461				施工計画						
1462				各種作業は、施工計画を作成し、それに基づいて実施していること	安衛法20(1)				安衛則151(3)、155、190	
1463				掘削箇所の周辺地山の状態、可燃性ガス・酸欠空気・粉じん・有毒ガスの有無及び機械・設備等全般にわたっての点検日を定めるなど、体制を確立したうえで点検整備を行っていること	安衛法21(1)				安衛則382、382(2)、170、192、232	
1464				トンネルの掘削、覆工、酸素欠乏危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相互の緊密な連絡を図るとともに作業の直接指揮にあたっていること	安衛法14				安衛則383(2)、383(3)、383(4)、383(5)、酸欠則11、有機則19、19(2)	
1465				1,000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をしていること	安衛法25(2)②				安衛則24(7)	
1466				呼吸用保護具の適正な着用、取扱方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を、作業場ごとに、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識、経験を有する者から指名し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図っていること						
1467				トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮しているか。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用していること	安衛法66(1)、じん肺法7-9				安衛則43、44、45	
1468				緊急の措置						
1469				非常時に作業員を避難させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係作業員に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難及び消火の訓練を行っていること	安衛法21(1)、103(1)				安衛則389(10)、389(11)	
1470				坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全に必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの作業員数を表示していること	安衛法25(2)①				安衛則24(5)、24(6)	
1471				非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録していること	安衛法21(1)、30(1)⑥、32(1)、103(1)				安衛則389(11)、642、642(2)	
1472				切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生等の急迫した危険があるときは、関係作業員にこれをすみやかに知らせ、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に待避させるようになっていること	安衛法25				安衛則389(7)(8)	
1473				危険を知らせる設備を、次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係作業員に周知しているか ① 坑口から切羽までの距離が100mに達したとき、サイレン、非常ベルの警報用の設備 ② 坑口から切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び電話機等の通話装こと	安衛法21(1)				安衛則389(9)	
1474				警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えていること	安衛法21(1)				安衛則389(9)	
1475				仮設備						
1476				通路は適度な照明を確保し、つまづき、滑り等のないように措置を講じているか、また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めていること	安衛法23				安衛則540、541	
1477				通路はそれぞれの条件用途に応じた安全な幅員を確保していること	安衛法20(1)、23				安衛則205、540、541	
1478				通路が軌道や走路等を横断する場合は、監視員を配置するなどの安全上の措置を講じていること	安衛法23				安衛則550	
1479				坑内の湧水等は坑外へ常時十分に排出できるように設備するとともに、常時良好な作業環境を維持できるように管理していること	安衛法22(4)				安衛則580	
1480				電気設備						
1481				移動用電気機器に使用するキャプタイヤケーブルを作業床などに露出して配線する場合は、損傷しないような防護措置を講じていること	安衛法20(3)				安衛則336、337、338	
1482				照明設備は、作業場所の状況に応じて安全を確保するため十分な照度を確保していること	安衛法23				安衛則604	
1483				電気設備の保安管理体制を確立するとともに、停電、感電等の異常事態にそなえ、平素からその処理についての手順を定め、従業員への教育、訓練を実施していること	安衛法20(3)				安衛則350、36	
1484				作業環境保全						
1485				坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除き、作業員が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めていること	安衛法22(1)(2)				安衛則576	
1486				作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合は、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置していること ① 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから作業員が隔離されていること ② 作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること					労働省通達基発第768号	
1487				振動						
1488				削岩、せん孔、ずり積み等著しい騒音を発生する作業に携わる作業員には、耳栓その他の保護具を着用させていること	安衛法22(1)(2)、26				安衛則595、596、597、598	
1489				手持ち式さく岩機、ビックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置(防振ゴム)が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用していること					労働省通達基発第608号	
1490				換気設備						
1491				坑内で発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じていること	安衛法23				安衛則602	
1492				換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘案して、必要な換気能力をもったものとなっていること	安衛法23				安衛則602	
1493				計画風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内の換気状況及び設備等を点検していること	安衛法65(1)、103(1)				安衛則603	
1494				酸欠空気又は硫化水素等の有害ガスが発生するおそれがある場合は、換気、発生の抑制、ガス抜き等の適切な処置を行っていること	安衛法22(1)				酸欠則5	
1495				炭酸ガス濃度、気温、通気量、可燃性ガス濃度、酸素濃度、硫化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行い、記録していること	安衛法21(1)、65				安衛則382(2)、587、589、592、603、酸欠則3	
1496				換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m3以下としているか、ただし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録していること						
1497				粉じん対策						
1498				(1) 坑内(たて坑を除く。)で粉じん作業(動力及び発破を用いて行う掘削作業、動力を用いる鉱物等のずり積み作業、コンクリート等吹付作業、ロックボルトの取付け作業等をいう。以下同じ。)を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定していること						
1499				粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発生を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等(換気装置(風管及び換気ファン)及び集じん装置をいう。以下同じ。)による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容としていること	安衛法22(1)				粉じん則1、6(2)、6(3)、6(4)	
1500				せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機(発泡によりくり粉の発生を防止するものを含む。)を使用しているか、又はこれと同等以上の措置を講じていること					労働省通達基発第768号	
1501				発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、立ち入らないようにしていること					粉じん則24(2)	
1502				粉じん測定・評価						

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1503				粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。)について、半月以内ごとに1回、定期に、定められた測定方法に従って測定を行っていること	安衛法22(1)		粉じん則6(3)			
1504				空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加のほか、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を講じていること	安衛法22(1)		粉じん則6(4)			
1505				坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付呼吸用保護具を使用させていること ① 動力を用いて掘削する場所における作業 ② 動力を用いて積み込み、又は積み卸す場所における作業 ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業	安衛法22(1)、26		粉じん則27			
1506				坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行っていること、これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存していること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施していること	安衛法59(3)		粉じん則22			
1507				火災防止						
1508				火気又はアークを使用する場所について、防火担当者を指名し、次の措置を講じていること ① 消火設備の場所及び使用方法の周知 ② 作業状況の監視及び異常の場合の措置 ③ 作業終了後の安全確認	安衛法21(1)		安衛則389(3)、389(4)			
1509				避難・救護措置						
1510				必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯照明器具等の機械器具を備えつけ、常時有効かつ清潔に保持していること	安衛法25(2)①		安衛則24(3)			
1511				必要に応じて、救護に関する組織、必要な機械器具の点検・整備、訓練等について定めていること	安衛法25(2)①		安衛則24(5)			
1512				負傷者の手当に必要な救急用具及び器材を備え、その備付け場所及び使用方法を周知させ、常時、清潔に保持していること	安衛法23		安衛則633			
1513				警報措置						
1514				落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常時の場合に備え、通報・警報のため必要に応じて坑内に通話装置、警報装置を設け、常時有効に保持していること	安衛法21(1)		安衛則389(9)			
1515				非常時の場合に作業員を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具、呼吸用保護器具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効かつ清潔に保持していること	安衛法21(1)		安衛則389(10)			
1516				調査						
1517				可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、震度4以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めるとき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存していること	安衛法21(1)		安衛則382(2)			
1518				施工計画						
1519				可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載していること					官技発329	
1520				換気						
1521				ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備、排水設備、照明設備など保安設備には予備電源を備えていること	安衛法21(1)		安衛則389(9)			
1522				警報装置						
1523				ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知していること ① 出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常ベル等の警報装置 ② 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報設備及び電話機等の通話装置	安衛法21(1)		安衛則389(9)			
1524				坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限界値の30%を越えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けていること	安衛法21(1)		安衛則382(3)			
1525				警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するよう保持していること	安衛法21(1)		安衛則389(9)			
1526				火源対策						
1527				やむを得ず坑内で溶接、切断、その他火花あるいは火焰を発生する作業を行う場合は、十分安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにおいてのみ行っていること	安衛法21(1)		安衛則389(4)			
1528				可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示していること	安衛法21(1)		安衛則389			
1529				緊急の措置						
1530				可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上(メタンガスの場合1.5%以上)であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への立ち入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行っていること	安衛法25		安衛則389(8)			
1531				自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携帯させていること	安衛法21(1)		安衛則389(10)			
1532				ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備えていること	安衛法21(1)		安衛則389(10)			
1533				全般						
1534				坑内で建設機械を使う場合は特に綿密な作業計画を作成しそれに基づいて作業を行っていること	安衛法20(1)		安衛則155			
1535				荷役運搬機械の使用にあたり、適切な作業計画を作成し、機械の転落の防止、合図の統一と励行、搭乗の制限等に十分に配慮していること	安衛法20(1)、26		安衛則151の5、151の6、151の8、151の13、151の14			
1536				発破後、ずり積作業を開始する前に、切羽の異常の有無を確認するとともに、不発の火薬類の有無についても十分注意してから作業にとりかかっていること			火取則56			
1537				ずり運搬車両に積込むときは、偏荷重、過積載、運搬中の落下等がないように行っているか、また、運転者の視界を妨げないようにしていること	安衛法20(1)		安衛則151の10			
1538				点検整備を励行し、特に坑内での使用においては照明装置、バックミラー、警鳴装置、ブレーキ等の安全装置に配慮していること	安衛法20(1)、45(1)		安衛則167、168、170			
1539				ずり処理：タイヤ方式						
1540				ずり運搬作業を行うときは、あらかじめ、施工計画を作成し、計画に従って作業指揮者が指揮しているか、また、必要な場合には安全運転管理者を定めていること	安衛法20(1)		安衛則151の3、151の4			
1541				走路の維持管理に努め、安全な制限速度を表示する等、状況に応じた安全な措置を講じていること	安衛法20(1)、26		安衛則156			
1542				走路は、環境、状況等に応じて制限速度を定めるとともに、必要な視界を保持し、排水、不陸整正等良好な走路の維持に努めていること	安衛法20(1)、21(1)、26		安衛則156、157、387			
1543				一般的事項						
1544				点検者を定め、毎作業日及び震度4以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修していること	安衛法20(1)		安衛則396			
1545				坑口及び必要な部分には、やらずを設けていること	安衛法20(1)		安衛則394			
1546				鋼アーチ支保工						
1547				トンネル支保工は、標準図に従って、同一平面内に建込み、脚部には沈下防止用に皿板等を用いていること	安衛法20(1)		安衛則392、393、394			
1548				建込み間隔は1.5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結していること	安衛法20(1)		安衛則394			
1549				支保工を建込む時には、落盤・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置していること	安衛法21(1)		安衛則384			
1550				鋼アーチ支保工にあってはアーチ作用を十分に発揮させるため、地山とのすきまをくさび等で当りをつけ行っていること	安衛法20(1)		安衛則394			
1551				鋼アーチ支保工間は、継ぎボルト及び継ぎばり等を用いて強固に連結していること	安衛法20(1)		安衛則394			
1552				選定						
1553				補助工法を用いる場合は、周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造物等についての事前調査を行っていること				公災48(1)		
1554				補助工法の施工中は、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、作業を中止し、その原因を調査し、保全上の措置を講じなければならないこと				公災48(2)		
1555				薬液注入工						
1556				使用する薬液、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の水質の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年建設省官技発第160号)」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について(平成2年技調発第188号)」の定めるところに従っていること				公災52		
1557				地下水位低下工法						

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など					
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他
1558				地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺地盤、構造物等の沈下と与える影響を十分検討、把握していること				公災53(1)		
1559				地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理をしていること				公災53(2)		
1560				揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意していること				公災53(3)		
1561			地盤改良工法							
1562				土質改良添加剤の運搬・保管及び地盤への投入・混合に際しては、周辺への飛散、流出等により周辺環境を損なうことのないようシートや覆土等の処置を講じていること				公災54(1)		
1563				危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合においては、消防法等の定めるところに従ってこれを取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう関係法令等の定めるところにより必要な手続きが取られていること				公災54(2)		
1564				施工中においては、近接地盤の隆起や側方変位を測定していること				公災54(3)		
1565			排水の処理							
1566				河川法、下水道法等の規定に基づき、当該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けていること				公災55		
1567				土粒子を含む水のくみ上げに当たっては、少なくとも、沈砂・ろ過施設等を経て排水していること				公災55		
1568			型わく							
1569				型わく支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとなっていること	安衛法20(1)		安衛則398			
1570			【河川及び海岸工事】							
1571			施工計画							
1572				仮締切工を設置する場合は、その設計限界が現場において認識できるような構造としていること。また、設計限界について、工事関係者に周知するとともに、非常時の避難体制等の方法を定めていること	安衛法30(1)		安衛則642(3)			
1573				出水、暴風雨、波浪等の際には、避難又は公衆災害防止の処置を講じていること	安衛法25					
1574				避難場所、方法、設備等はあらかじめ検討し、準備していること	安衛法23					
1575				救命具(救命胴衣、救命ブイ)、ロープ等を適当な場所に備えていること。また、必要と思われる箇所には、救命のための舟を配置していること	安衛法21(2)		安衛則532			
1576				水中作業では、単独作業をさせず、監視員をおいていること	安衛法21					
1577				夜間作業では、特に照明に注意し、必要に応じ監視員を増員していること。また、作業指揮者は、常に懐中電灯を携帯していること	安衛法23					
1578			安全対策							
1579				船を使用するときは、定員を超えた乗船、又は定量以上の積荷していないこと。また、浮袋その他の救命具を備えていること	安衛法21(2)		安衛則532			
1580				船の荷の積み卸しをするときは、船倉、甲板、棧橋及び船と棧橋の間等の通路を整備していること	安衛法23、26		安衛則551			
1581			送気設備							
1582				予想される潜水深度に対して十分な送気設備を準備していること	安衛法22(2)		高任則8			
1583				手押しポンプでは、潜水深度に応じて、テコを押す速度を変えていること	安衛法22(2)		高任則28			
1584				コンプレッサーを使う場合は、予備空気槽の空気圧力が十分であり、コンプレッサーが完全に作動していること。また、監視員は流量計でその水深の圧力下における規定の送気量を確保していること	安衛法22(1)(2)		高任則8、9、28			
1585			潜水方法							
1586				潜降、浮上は、底に固定した下り綱を伝わって行うこと	安衛法22(2)		高任則33			
1587			連絡方法							
1588				ヘルメット又はマスク式潜水器を使うときは、潜水士は水中電話又は腰につけた信号索で連絡員と常に連絡をとっていること	安衛法22(2)		高任則37			
1589			監視							
1590				潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置していること						
1591				潜水士2人以下ごとに1人の連絡員を付けていること	安衛法22(2)		高任則36			
1592			窒素酔い防止							
1593				潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起こらないよう、送気を十分していること	安衛法22(2)		高任則28			
1594				呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は、潜水作業員に異常がないか監視していること	安衛法22(2)		高任則29			
1595			炭酸ガス等による中毒防止							
1596				送風する空気は、必ず浄化装置を通してしていること	安衛法22(1)		高任則9			
1597			酸素中毒防止							
1598				潜水には純酸素を使用していないこと			高任則35			
1599			確認・点検事項							
1600				潜水士免許を有する者に作業させていること	安衛法61(1)		高任則12			
1601				潜水する前に逆止弁、排気弁等が確実に作動することを確かめていること	安衛法22(2)、103(1)		高任則34			
1602			人員の水上輸送							
1603				船長は、輸送人員数が多い場合でも、定員を守っていること	安衛法21(2)		安衛則531			
1604			運航・回航・曳航作業							
1605				回航、曳航作業にあたっては、法規に定められた形象物、灯火、航法及び信号等を守り、適切な操船、厳格な見張りを励行し、安全に運航していること						
1606			出入港・係留作業							
1607				出入港時には法定の信号旗を掲揚していること						
1608				揚錨機等の作動又は錨鎖、索具の走行を人力で調整する従事者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付けるなどして、巻き込まれるおそれのないようにしていること	船員法81、85(2)、111		船安衛則56			
1609			荷役作業							
1610				貨物船に装備された揚貨装置、非自航クレーン船のクレーン、岸壁・棧橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は、有資格者以外の者に行わせていないこと	安衛法20、61(1)		安衛則27、28、41 ク則68			
1611				貨物船の荷役作業を行う場合は、船内荷役作業主任者を配置していること	安衛法14		安衛則450			
1612				港湾荷役作業を行うときは、当該作業を安全に行うため、必要な照度を保持していること	安衛法21(1)		安衛則454			
1613			舷外作業							
1614				舷外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行っていること	船員法81、85(2)、111		船安衛則16、52			
1615				安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意していること	船員法81、85(2)、111		船安衛則52			
1616				監視員は、適当な場所に配置し、舷外の作業員との連絡を行っていること	船員法81、85(2)、111		船安衛則52			
1617				次の場合には、舷外作業を中止していること ① 船体が動揺又は風速が著しく大きい場合 ② 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれのある場合	船員法81、85(2)、111		船安衛則51			
1618			水中発破作業							
1619				船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役していないこと			危船則50			
1620			コンクリート打設作業							
1621				作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ講じておくとともに、突風又は高波の発生により型わく支保工に異状が認められたときには、直ちに作業を中止していること	安衛法20(1)		安衛則244			
1622			【構築物の取りこわし工】							
1623			事前調査							
1624				建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有者・プラント処理能力等)、運搬ルートの調査を行っていること				建設省経建発第3号(H5.1.12)		
1625			現場管理							
1626				器具、工具等を上げ下ろしする際は、吊り綱、吊り袋等を使用していること	安衛法21(1)		安衛則517(15)			
1627				第三者への危害を防止するための以下の措置を講じていること ① 堅固な防護金網、柵等の措置 ② 倒壊制御のため、引ワイヤ等の措置及び倒壊時の合図の確認 ③ 部材落下防止支保工及び防爆マット等の設置 ④ 危険箇所への立入禁止措置及び明示	安衛法21(1)、26		安衛則517(16)			

建設業における安全衛生関連法令等データベース (DB)

参考

・これは建設工事のうち、安全衛生対策に資する主要な項目をまとめたデータベースである。(令和4年3月25日時点版)

No.	整理区分	対策項目			法令条文・ガイドライン名など						
		大項目	中項目	小項目	法律	政令	省令	告示	通達・ガイドライン等	その他	
1628	安衛法以外に必要と考えられる法令	労働安全衛生法	作業	火気及びガス等を使用する場合には、消火器等を準備したうえで、付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じていること。また、作業終了後の消火の点検をしていること	安衛法20(2)		安衛則289				
1629				圧碎機、鉄骨切断機、大型ブレーカ							
1630				重機作業半径内への立入禁止措置を講じていること	安衛法20(1)、26		安衛則158				
1631				重機足元の安定を確認していること	安衛法20(1)		安衛則157				
1632				コンクリート造の工作物の解体等作業は、有資格者によるものとし、責任者から指示されたもの以外は運転しないこと	安衛法14	安衛令6	安衛則517(17)				
1633				爆薬等使用							
1634				発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じていること	-		火取則53				
1635				発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にしていること	安衛法20(2)、26		安衛則320				
1636				発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底していること	安衛法20(2)、26		安衛則320				
1637				飛石防護の措置を取っていること	-		火取則53				
1638				感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準						感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針	
1639				しゃ断装置の接続						〃	
1640				接続の作業を行う者(しゃ断装置の電路への接続の作業は、電気取扱者等(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第30条第4号の業務に係る特別の教育を受けた者その他これと同等以上の電気に関する知識を有する者をいう。以下同じ。)に行わせること)						〃	
1641				電路の電圧しゃ断装置を接続しようとする電路の電圧は、その変動の範囲がしゃ断装置の定格電圧の85%から110%までとすること。						〃	
1642				電路への接続(しゃ断装置の電源側端子及び負荷側端子の電路への接続は、誤りなく行うこと)						〃	
1643				電動機械器具の接地(しゃ断装置を接続した場合であっても、電動機械器具の金属性外わく、金属性外被等の金属部分は、接地すること。)						〃	
1644				共同の接地線を使用する電動機械器具への接続(共同の接地線を使用する複数の電動機械器具には、漏電が波及することを防止するため、それぞれの電動機械器具ごとにしゃ断装置を接続すること。)						〃	
1645				接続後の作動の確認						〃	
1646				しゃ断装置の使用						〃	
1647				しゃ断装置の極数等						〃	
1648				しゃ断装置の性能(定格感度電流/定格感度電流と定格不動作電流との差/作動時/しゃ断機能の協調)						〃	
1649				しゃ断機能の協調						〃	
1650	使用場所(周囲温度が-10℃以上50℃以下である場所/湿度が90%を超えない場所/じんあいが著しくない場所/著しく雨露等にさらされることがない場所/衝撃又は振動の加わるおそれのない場所)						〃				
1651	屋外において継続的に使用するしゃ断装置は、屋外用のものとする。ただし、屋外用分電盤						〃				
1652	しゃ断装置の作動の確認						〃				
1653	電動機械器具のその日の使用を開始しようとする場合						〃				
1654	しゃ断装置が作動した後、再投入しようとする場合						〃				
1655	しゃ断装置が接続されている電路に短絡事故が発生した場合						〃				
1656	しゃ断装置が作動した場合の処置						〃				
1657	しゃ断装置が作動した場合には、電気取扱者等にその作動原因を調べさせること。						〃				
1658	前の作動原因が、接続している電動機械器具又はしゃ断装置の故障によるものである場合には、これらを修復した後でなければ、しゃ断装置を再投入してはならないこと。						〃				
1659	しゃ断装置の目的外使用の禁止						〃				
1660	定期の検査及び測定						〃				
1661	労働条件の最低基準の遵守			労基法							
1662	満18才未満の者には、坑内の作業をさせていないこと			労基法63、64(2)							
1663	妊娠中の女性及び年少者は、土工において、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所、または深さが5m以上の地穴で作業をさせていないこと			労基法		女労基則2、年少則8					
1664	じん肺の予防及び健康管理			じん肺法							
1665	業務災害及び通勤災害に対する保護			労災保険法							
1666	失業または雇用の継続が困難となる事由が生じた際の給付措置			雇用保険法							
1667	労働者及びその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する医療保険給付等			健康保険法							
1668	労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付等			厚生年金保険法							
1669	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等			労働者派遣法							
1670	外国人労働者の管理及び受け入れ措置			出入国管理法							
1671	建築物の敷地・構造・設備・用途に関する最低基準の遵守			建築基準法							
1672	適正な施工の確保及び発注者の保護			建設業法							
1673	大気汚染の防止対策			大気汚染防止法							
1674	公共用水域及び地下水における水質汚濁の防止対策			水質汚濁防止法							
1675	騒音規制の遵守			騒音規制法							
1676	振動規制の遵守			振動規制法							
1677	道路網の整備対策			道路交通法							
1678	道路の損傷防止対策			道路交通法							
1679	火薬の取扱規制の遵守			火取法							
1680	火災の防止対策			消防法							
1681	建設廃棄物の適正処理			廃棄物処理法							
1682	建設廃棄物の適正な分別及び再資源化			建設リサイクル法							
1683	電気事業および電気工作物の保安の確保			電気事業法							
1684	電波の公平且つ能率的な利用の確保			電波法							
1685	悪臭の防止対策			悪臭防止法							
1686	土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画時の留意事項			都市計画法							
1687	安全配慮義務の遵守			民法/労働契約法							
1688	会社の設立、組織、運営および管理時の留意事項			会社法							
1689	保険契約時の留意事項			保険法							
1690	労災保険の上乗せ補償			保険業法							
1691	約束手形及び為替手形に関する留意事項			手形法							
1692	建設工事現場の交通誘導業務における労働災害防止対策			警備業法							
1693	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する特別保護措置			炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法							
1694	労働災害防止団体の活動促進に関する措置			労働災害防止団体会法							
1695	過労死の防止対策			過労死等防止対策推進法							
1696	船舶の航行の安全に関する措置			船舶職員及び小型船舶操縦者法							
1697	人員の水上輸送			船舶職員及び小型船舶操縦者法							
1698	船舶職員として資格を有する海技従事者を乗り組ませていること			船舶職員及び小型船舶操縦者法18							
1699	その他			地方公共団体の各種条例							
1700	その他			関係機関からの要請要望							